

平成 29 年 7 月 3 日

◎依光委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（9 時 58 分開会）

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 5 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

《土木部》

◎依光委員長 最初に、土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎福田土木部長 総括説明に入ります前に、県営住宅における家賃の過誤納金の発生について、御報告とおわびを申し上げます。県営住宅鏡川団地に入居中もしくは過去に入居していた 8 戸、9 世帯の方々について、平成 15 年度から平成 28 年度にわたり家賃を過大に徴収していたことが判明しました。入居者の皆様方に多大なる御迷惑をおかけするとともに、県民の皆様方の信頼を損なう事態となりましたことをおわび申し上げます。

この件の詳細については、後ほど担当の住宅課長より御説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、土木部の議案を御説明します。参考資料 1 ページ目です。平成 29 年度 6 月補正予算における一般会計の総括表です。

補正見込み額の欄の最下段、1 億 2,133 万 5,000 円の補正で、宿毛湾港工業流通団地に立地しようとする企業への補助金です。

2 ページ目、6 月補正予算における特別会計の総括表です。補正見込み額の欄の一番下、1 億 2,200 万円の補正で、宿毛湾港工業流通団地の分譲地の売り払いの収入を増額補正するものです。

4 ページ目、平成 30 年度の債務負担行為の追加をお願いするものです。これは、宿毛湾港工業流通団地に立地する県内の新規雇用者に対する補助金の債務負担行為をお願いするものです。

土木部から提案している議題は2つで「高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案」と、「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」です。

このほかに、報告事項として、県営鏡川団地における家賃の過誤納金など3件の御報告事項です。いずれも詳細については、後ほど担当課長から御説明を申し上げます。

参考資料の最終ページ、審議会等と赤いインデックスがついたページをお願いします。これは平成29年度の各種審議会等の審議経過等の一覧表です。

次に、付託案件ではございませんが、お手元に配付しております別とじの資料の中に、平成28年度高知県一般会計事故繰越繰越使用報告がございます。

中身について、簡単に御説明させていただきます。1ページ目、款12、土木費項2、河川費の和食ダムの建設事業費です。この案件は、安芸郡芸西村において平成25年度から実施しています和食ダムの本体建設工事において、ダムの基礎となる斜面の左岸側に広範囲に広がっております粘土が入り込んだ割れ目、節理面と呼んでおりますけれども、これが平成27年12月に確認されました。このことを受けて、節理面の分布範囲を把握するための調査や、国の専門機関の現地調査、また、調査結果を踏まえた対策工法の検討をこれまで行ってまいりました。

これらの調査や検討に相当な日数を要したことから、平成27年度予算分における工事の一部が平成28年度内に出来高が上がらず、平成29年度に繰り越したため、事故繰越となったものを報告するものです。なお、この事故繰越となりました工事の出来高は、本年8月末に完了見込みです。

以上で、6月議会の土木部の総括説明とさせていただきます。

〈土木政策課〉

◎依光委員長 初めに、土木政策課の説明を求めます。

◎杉村参事兼土木政策課長 土木政策課からは条例その他議案1件をお諮りしております。

③の条例その他議案の23ページ「第17号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」です。

この議案は、高岡郡津野町高野から、梶原町神在居で行われている野越バイパス工事の一部である新野越トンネル工事の契約金額を17億6,472万円から7,506万4,320円増額して、18億3,978万4,320円として、完成期限を平成29年11月3日から65日間延長し、平成30年1月7日に変更しようとするものです。

工事の概要として、土木部の参考資料の赤いインデックス土木政策課をお開きください。この工事は、位置図の赤色、延長796メートルのトンネル工事です。平成27年12月25日に轟・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と契約を締結して、平成29年11月3日を完

成期限として工事を進めているものです。

次のページに、工事を進める過程で当初の想定より地山の状態が悪いことが判明したため、支保パターンの変更を行って、掘削断面を保持する構造をより強固なものに変更する内容をお示ししております。左上の囲みにありますように、地山が強ければ施工費は安く、地山が弱ければ施工費は高くなります。一番下の当初設計と変更設計の比較表にあるように、支保パターンのC I、C IIの延長を減少させ、D Iを増加させることに伴い、契約金額の増額及び完成期限の延長を行うものです。

以上で、土木政策課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎武石委員 説明よくわかりました。非常に危険性を伴う工事になっていると思いますので、十分安全性に気をつけて工事を完成させてもらいたいと思います。増額補正についてはよく理解いたしました。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈道路課〉

◎依光委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課からは条例その他議案を1件をお諮りをしてございます。

③条例その他議案の21ページ「議案第15号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案」です。この条例では、国の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参考にして県道に設ける道路標識の寸法を定めておりますけれども、その国の命令がことしの2月に一部改正されたことを受けて、引用規定の整理を行うものです。

参考資料により改正の内容を御説明させていただきます。道路課のインデックスの1ページをお開きください。今回、条例改正を行う理由ですが、サービスエリア等から本線への入り口の誤認識による逆走等の防止や、わかりやすい道案内を実現するよう高速道路に路線番号を付する等の必要性を踏まえ、国の命令の一部が改正され、中ほどにありますサービスエリアまたは駐車場から本線への入り口標識と、高速道路番号標識の2標識の標識番号が、それぞれ117の2及び118の3として新たに追加されましたことから、もともと117の2、118の3及び118の4であった標識番号にずれが生じたことによるものです。この条例は、道路標識の種類及び番号は国の命令に定めるところによるものとしてますので、国の命令との整合を図るため、2の条例改正の内容のとおり、登坂車線、総重量限度緩和指定道路、次のページの高さ限度緩和指定道路の標識番号をそれぞれ117の2-Aを117の3-Aに、118の3-Aを118の4-Aに、118の3-Bを118の4-Bに、118の4-Aを118の5-Aに、118の4-Bを118の5-Bに改正するものです。

以上で、道路課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈港湾振興課〉

◎依光委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎横島港湾振興課長 当課の6月補正予算について御説明します。資料ナンバー②議案説明書35ページをお願いします。宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金で、歳出予算として1億2,133万5,000円の増額。また、債務負担行為として、1,200万円の追加をお願いしますものです。

それでは、予算の内容について御説明します。土木部参考資料の港湾振興課のインデックスのページをお開きください。宿毛湾港工業流通団地は平成13年度から分譲を開始し、これまでの分譲面積は合計19.64ヘクタールとなっております。このうち、黄色の網かけで示しています3つのブロックの合計12.2ヘクタールを、平成19年度に栗之浦ドックグループに分譲しており、紫の網かけで示しています7.44ヘクタールが現在分譲中となっております。

このうちの図の右にあります0.58ヘクタールの用地について、このたび分譲の希望がございました。分譲希望の企業は資料中段の表に記載のとおり、本年4月に設立された水産加工系の県内企業で、主に宿毛市で養殖されたマダイなどを加工し、関東方面に販売する事業を行う計画となっております。分譲時期として7月末を予定しており、施設等整備を12人新規雇用を行い、本年12月の操業開始予定となっております。

続きまして、今回、補正をお願いしております補助金の内容ですが、資料下段の表をごらんください。補助対象事業は、用地取得事業、施設等整備事業、新規雇用促進事業の3つです。まず用地取得事業は、分譲価格1億2,200万2,860円の3分の2を補助するものです。なお、売り払いによる収入については、港湾・海岸課の港湾整備事業特別会計の収入へ受け入れることとしており、この後、港湾・海岸課長から補正予算の説明をさせていただきます。次に、施設等整備事業でございますが、今回は、製造業に該当しますので、県内新規雇用者10人以上かつ投下固定資産額5,000万円以上を補助要件として、施設設備の整備に係る経費の20%を補助するものです。新規雇用促進事業は、所定労働時間が週30時間以上で、6カ月以上継続雇用される県内新規雇用者を対象に1人当たり100万円の支援を行うもので、当該企業は、12月の操業開始までに12人を雇用する予定となっております。6カ月の継続雇用が確認できるのが来年度になりますことから債務負担行為をお願いしますものです。こうした支援により、宿毛湾港工業流通団地への企業立地を促進するとともに、産業の発展、雇用機会の拡大を図ってまいりたいと考えています。説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 この企業を立地することによって経済効果をどう考えているのかと、新規雇用1人につき100万円で6カ月以上で、その後も継続して雇用してもらえらると思うんですが、非正規雇用とか、正規雇用という区分けはどうなっているのか。

◎横畠港湾振興課長 これは、正規雇用、非正規雇用にかかわらず、補助金の対象となりますのは週30時間以上で6カ月以上となっています。補助の要件となっています10人以上については週20時間以上、6カ月雇用。この者が対象になっております。

◎米田委員 基準はそうやけど正規雇用への要請とか一般的にしますよね。その辺の事情は聞いてないですか。

◎横畠港湾振興課長 今のところ、正規雇用、非正規雇用の内訳は聞いておりません。

◎米田委員 ぜひ要請もして、事業者側の努力を求めておきたいと思います。

もう一つ、この企業を立地することによって、経済効果はどうなっていますか。

◎横畠港湾振興課長 それによって波及する直接的な経済効果は、数字的なものについてははじいておりません。

◎米田委員 ぜひ検討して。本来、提案とあわせて審議するのが一番いいわけで。後でも構いませんが数字的なものがあれば、提出をしていただきたいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎依光委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長 港湾・海岸課の補正予算について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書の48ページをお開きください。まず、歳入予算の2目、財産収入ですが、先ほど港湾振興課長から説明がありましたとおり、宿毛湾港工業流通団地の分譲の希望があったことを受けて、分譲地の売り払い収入に当たる1億2,200万円を増額補正をしております。

次に、歳出予算49ページをお願いします。2目、臨海土地造成事業費の説明欄、1地方債元利償還金は、先ほどの歳入1億2,200万円を財源として、宿毛湾港の造成に要した起債の繰上償還を行うものです。

以上で、港湾海岸課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、土木部から、3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈住宅課〉

◎依光委員長 最初に、「県営住宅鏡川団地における家賃の過誤納金」について、住宅課の説明を求めます。

◎阿部参事兼住宅課長 冒頭、土木部長から説明しました、「県営住宅鏡川団地における家賃の過誤納金」について、改めて説明をさせていただきます。土木部報告事項の住宅課のインデックスのついた資料をお開きください。

まず、1の県営住宅鏡川団地の概要について説明をいたします。県営住宅鏡川団地は、鉄筋コンクリート造5階建て、4棟110戸の団地で、昭和52年に整備をしました。

2の家賃の過誤納金の概要ですが、その前に、公営住宅の家賃の算定方法について説明をします。公営住宅の家賃は、法令の規定に基づき、入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益を勘案した応能応益の考え方に基づき、毎年度算定することとなっております。

具体的には入居者世帯の収入をベースとした家賃算定基礎額を、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数により補正し算定します。これらの基礎額や係数は全て法令や条例規則で数値や算式が定められております。今般の給湯設備の改善は、⑤の利便性係数に影響を与えるものです。

今回ですが、平成14年に当団地において給湯設備の改善工事を行った際に、改善を希望しなかった8世帯について工事を行いませんでしたが、平成15年度の家賃改定に当たり、全住戸について給湯設備の改善を行った前提で家賃を改定しておりました。このため、給湯設備の改善を行わなかった8戸は、平成15年度から平成28年度までの14年間、本来よりも高い家賃を徴収していたものです。本来家賃との差額は月額200円から900円であり、8戸9世帯の過誤納金額の14年分の総額は56万3,800円で、1世帯当たりおおむね4,000円から8万円となっております。事実が判明しましたきっかけは、平成28年9月に該当住戸のうち1戸に空きが出たため、平成29年2月の定期募集で入居者を決定しました。その後、4月の入居に備えて給湯設備の改善を行うとともに、当該入居者の家賃を決定するために現在の家賃を確認したところ、既に給湯設備改善後の額となっております。このため、平成14年度に給湯設備の改善を行わなかった住戸も調べたところ、同様の状況であることが判明したものです。

(2)のこれまでの対応状況ですが、4月11日に過誤納金の事実が判明してから、直ちに他の県営住宅の設備状況と家賃の関係について調査に着手するとともに、4月14日には該当住戸について、平成29年4月から家賃を適正な額に更正をしました。なお、調査の結果、他の県営住宅において同様の事例はないことを確認しております。その後、弁護士などと対応について協議した上で、5月25日から29日にかけて対象となる9世帯に対して事実関係をお伝えし、「訪問までは必要ない」との5世帯を除く4世帯を訪問し、直接謝罪をいたしました。過誤納金の返還については、6月29日までに全9世帯の返還を終えて

おります。そして本日、産業振興土木委員会に御報告させていただくとともに、事実を公表させていただくところでございます。

このようなことが起きてしまったのは、住宅課において、県営住宅の改善工事を行う整備担当と家賃決定などを行う管理担当との情報共有が十分でなかったこと。さらには家賃情報を県営住宅管理システムに入力する際の確認漏れが原因と考えております。このため、3の再発防止策として、住宅課の整備担当、管理担当に加え、家賃決定などを除き県営住宅の管理全般を行う高知県住宅供給公社の3者の間で、県営住宅の住戸改善状況の情報共有を徹底すること。そして、住宅課の管理担当において、家賃情報を県営住宅管理システムに入力するに当たり、複数職員によるチェックを実施すること。この2点を徹底し、今後二度とこのようなことがないよう努めてまいりたいと考えております。

報告は以上ですが、改めて、関係する皆様におわび申し上げますとともに、再発防止策の徹底はもとより、常に緊張感を持って県営住宅の適正な管理を行い、入居者を初め、県民の皆様の信頼回復に向け精いっぱい努めてまいります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎田中副委員長 算定方法というのは法令で決められているんですけど、こういった事例が県営住宅で、一度間違えてしまえば継続してそのままいってしまうと思うんです。

同じように、市町村営の公共住宅もあると思いますので、ぜひこういった事例も踏まえ、県内の市町村の公共住宅に対しても、いま一度確認をしていただくよう県から指導といった動きができないものか。

◎阿部参事兼住宅課長 きょうはこのような形で御報告をさせていただきましたけれども、7月の下旬に市町村の担当者を集めて研修会をさせていただく機会がございます。この中で県の事案を紹介させていただき、市町村の皆様にもこのようなことがないように、適正な管理をしていただくよう注意喚起をしていきたいと思っています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈建築指導課〉

◎依光委員長 次に、「高知県耐震改修促進計画」について、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 委員会資料で建築指導課のインデックスのページをお開きください。平成18年の改正耐震改修促進法に基づき、各都道府県で耐震改修促進計画を策定することとなり、高知県でも策定した計画に基づいて、これまで住宅建築物の耐震化事業を推進してまいりました。

これまでの計画の策定経緯を説明します。左の縦列が県の動き、右の縦列が国の動きを示しており、2つをあわせて時系列で説明します。平成18年1月の耐震改修促進法の改正、国の基本方針決定で、都道府県が耐震改修促進計画の策定をすることを義務づけし、住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を平成27年度時点で90%と設定しました。

これを受け、県は平成 19 年 3 月に、第 1 期計画、平成 18 年度から平成 27 年度を策定して、住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を平成 27 年度時点で国と同じく 90%と設定し、バージョン 1.1 と示しております。

その後、東北地方の太平洋沖地震を経て、国が平成 25 年 11 月に法の改正を行い、全ての建築物の耐震化の促進を打ち出しました。具体的には不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、法律本体で耐震診断を義務づけし、都道府県などの計画に記載することにより耐震診断を義務づけできる建築物を設定しました。これに対応し、県では、平成 27 年 8 月、11 月、平成 28 年 6 月に計画の一部改定を重ね、地域集会所などの防災拠点建築物、それから、地震発生時に通行を確保すべき道路として、二桁国道、三桁国道等の沿道で一定の高さを超える建築物の耐震診断を義務化しました。バージョン 1.3、1.4、1.6 と示しております。この間、平成 27 年度末には県計画の期限が近づいておりましたが、次の時期の耐震化目標を示した国の基本方針の改正がおくれましたので、県は耐震化事業が計画を根拠にしていることから、計画期限切れを避けるため、平成 28 年 2 月に計画の期限延長を行いました。バージョン 1.5 と示しております。

国は、平成 28 年 3 月に基本方針を改正し、住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を平成 32 年度時点で 95%と設定しました。また、翌月の 4 月に熊本地震の発生を受け、国が原因の分析を行い、対応策を打ち出すとの情報もありましたので、その動きを注視していたところ、平成 28 年 10 月に国から取り組み方針が提示され、平成 29 年 5 月に、平成 12 年以前に建築された木造住宅を中心に耐震性を確認する方法が取りまとめられました。県は、これら一連の動きを受け、現在、1 期計画を全面改定し、平成 29 年度からの 2 期計画の策定を行っているところです。

2 ページをお願いします。1 のこれまでの主な取り組みは、診断、設計、改修への財政的支援、耐震化の普及啓発、公共建築物の計画的な耐震化、多数の者が利用する建築物の中でも特に重要な建築物への耐震診断の義務づけ及び結果の公表などで、市町村の取り組みと連携して推進してきました。

2 のこれまでの実績は、左の棒グラフがありますが、これが住宅の耐震化への補助を示しておりますが、熊本地震を受け、平成 28 年度に急増しています。その下の横長の大きな表は、耐震診断の義務づけ対象建築物の診断結果報告を示しており、不特定多数の者が利用する大規模建築物は 60 件全てについて報告を受けていて、報告結果を平成 29 年 1 月 20 日に公表しました。防災拠点建築物は 163 件中 46 件の報告を受け、残るものも期限までに報告するよう促しているところです。また、避難路沿道建築物は 332 件中 3 件の報告を受け、残るものは、防災拠点建築物と同様の取り組みをしているところです。

3 の現行計画の耐震化目標と現状ですが、下段の表とグラフのとおりで、平成 27 年度末において、国も、それから本県も住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

90%に届いておらず、県は表の青文字で示しているとおり住宅が77%、多数の者が利用する建築物が83%となっています。

4で目標に届かなかった要因から見えてきた課題を大きく2つに整理しており、さらなる需要の掘り起こしと供給能力の増強です。そのためにすべきことを矢印で示してあります。右欄を見ていただきますと、熊本地震からの教訓から得られたことも書いております。

5番目の第2期計画の基本的な方向性ですが、ポイントとして、1つ目は、全ての建築物を計画の対象とするとともに、重点的に促進する対象として、今までの住宅と多数の者が利用する建築物に耐震診断義務づけ対象建築物を追加すること。

2つ目は、新耐震基準の住宅や建築物の非構造部材についての対応の検討などを位置づけること。

3つ目は、耐震化目標見直し。具体的には平成37年度の目標を定め、平成32年度に中間検証を行うことです。

目標として中段の右側の表に示してありますとおり、平成37年度における耐震化率を住宅は年間1,500棟の耐震改修を行うことを目標に93%。それから、多数の者が利用する建築物は97%としています。さらに下の表で赤字で書いてありますが、耐震診断義務づけ対象建築物は、平成37年度には概成とする目標としています。

最下欄の目標を達成するための基本的な取り組み方針は、①住宅の耐震化に向け、補助制度の継続・拡充、啓発や事業者の育成の強化。②耐震診断義務づけ対象建築物の耐震化の推進と進捗管理。③多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物の耐震化の加速化。④多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物について優先的に耐震化を行う建築物を設定し、本格的に推進。⑤防災拠点となる建築物の天井材などを含め機能継続に足る耐震性の確保、⑥その他全ての建築物の耐震化の促進です。

今後、全市町村と建築関係団体によって構成される高知県既存建築物耐震対策推進協議会で協議の上、パブリックコメントを経て計画策定が完了し次第、この委員会で御報告させていただきますと考えております。

以上で、建築指導課の報告を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 平成27年8月の計画一部改定で、地域集会所を中心に116棟と47棟と出てきていますが、これはもう終わったという意味ですか、それともこれをやらんといかんというものですか。

◎益井建築指導課長 地域集会所を中心に耐震診断の結果報告を受けておりますが、まだ全部終わっているわけではありません。2ページの真ん中の2番で、これまでの実績を載せておりますが、大きい囲みの中で下段の横長の大きい表、この真ん中辺に防災拠点建築物という記載がございますが、これが主に地域集会所に当たってきます。国の耐震診断の

義務化をしまして、順次、耐震診断をし、改修をしていただくように促進しているところでございます。この163棟だけでは地域集会所の耐震化は、耐震診断を含めてまだ十分でないと考えており、順次、市町村のほうから、地域集会所を耐震診断してほしいと文書で依頼をいただいております。ある一定取りまとめましたら、耐震改修促進計画の改定のときに、その地域集会所も防災拠点建築物に指定する予定です。

さらに年度末にまだ来る予定がありますので、その年度末締めでまた追加して一部計画の改定となりますが、やっていきたいと考えております。

◎米田委員 それで、最初の1ページの116棟はその当時の防災拠点建築物で現在は163棟になっていますよという意味よね。

◎益井建築指導課長 1ページで説明いたしますと、平成27年8月の県の計画の一部改定バージョン1.3ですけれども、ここに地域集会所を中心に116棟という記述が出てきます。それからピンクの県の計画で、平成28年6月、バージョン1.6のところでも、地域集会所を中心に47棟で、116棟と47棟を足しまして163棟になります。

◎米田委員 耐震診断を義務づけということで、公的な支援100%で診断できるかと、最終的には報告数もそうやけど、実際に耐震化を仕上げんといけませんよね。その状況と公的な支援の実態はどうなるのか。

◎益井建築指導課長 公的な支援は、住宅課で所管しておりますけれど、耐震診断と設計は、補助限度額の範囲内で全額10割補助になっています。それから改修工事は、これも補助限度額の範囲内で80%補助です。補助率5分の4で、国の制度に基づいて県も制度設計をしております。それで、実は防災拠点建築物を計画に書いて指定するときに、建物の所有者と協議をしなければいけないとなっていて、「耐震改修していただけますよね」ということも含めて協議の上、計画に書いておりますので、少なくとも報告期限までには全て耐震診断の動きがあって、その後になるかもしれませんが、順調に耐震改修が行われるものと認識しております。

◎米田委員 そしたら、結果として耐震改修できた戸数はわかりますか。

◎益井建築指導課長 現時点で耐震診断が終わったという報告をちょっとカウントしておりませんが、この場では申し上げることができません。

◎米田委員 診断して最終的には改修してもらうのが目的なので、ぜひその進行度合いで。それとどうしても5分の4で非常に手厚い支援ですけど、その2割が用意できない自治会とか、そういう可能性もあるので、そこら辺その進みぐあいと、完遂するためにさらなる支援が必要なのか十分実態を見ながら、検討していただきたいと思います。これ要請しておきたいと思います。

◎阿部参事兼住宅課長 防災拠点建築物のうち、地域集会所は、危機管理部が補助制度をしてるんですが、地域集会所に限っては限度額の範囲で耐震改修工事費の自己負担はなし

という制度をやっております。

防災拠点の建築物、耐震改修工事は、112棟の工事に対して補助を出しています。引き続きしっかりと経済的な支援も含めてやってまいりたいと思っております。

◎米田委員 地震の発生の確率が高まる中、住宅ですが、平成27年度に90%やろうと言ったのが、10年も先延ばしして3%しか目標をあげず、耐震93%ということで、本来ならもっと早く促進をさせていきたいと思うんです。同時に会計検査院の指摘もあって、今使ってる補助が財産の形成になるとかで、通用することになると新たな制度をつくらんと大変なことになる。さらに本来ならもっと補助を増額してもらいたいのが減されて50万円ぐらいで出発するわけよね。これはますます大変なことになると思うので、県のこれからの対応については、部長どうでしょうか。

◎福田土木部長 この件は、この後、報告が全部終わった後、追加の報告で御説明させていただきたいと思います。

◎依光委員長 それでは、港湾振興課の後に追加して住宅課長からまた説明を求めることにします。質疑を終わります。

〈港湾振興課〉

◎依光委員長 次に、「第2期高知新港振興プランの策定」について港湾振興課の説明を求めます。

◎横島港湾振興課長 第2期高知新港振興プランの策定について、説明させていただきます。資料の説明に入ります前に、第1期の高知新港振興プランは、平成26年の太平洋側に向けた高知新港のメンバーズの供用開始を見込み、高知新港が県内産業の振興にどのように寄与していくかという視点で、平成24年度から平成28年度の5カ年の振興策として策定したもので、新たな5カ年計画として今年度、第2期高知新港振興プランを策定しようとするものです。

まず、第1期高知新港振興プランにおける取り組み状況を説明して、次にそこから見えてくる課題等への対応として、第2期高知新港振興プランで取り組む4つの柱について説明させていただきます。

まず、第1期プランの取り組み状況ですが、(1)の主な取り組みとして、赤字で記載している部分で集荷・航路誘致方策のコンテナ貨物では、平成27年度に釜山航路の1つが中国まで延伸し、平成28年度には高知新港と神戸港を結び、神戸港から外航航路に積みかえ世界各国へとつながる国際フィーダー航路が就航し、これにより週3便のコンテナ定期航路となっております。

石灰石や石炭などのばら積みで輸送されるバルク貨物では、平成26年度にメンバーズの供用を開始し、クルーズ客船では、平成26年度から超大型客船に対応した係船柱や防舷材等を整備したことにより、平成28年度からの寄港増加に結びついております。

次に、(2)の主な目標の達成状況ですが、まず、①のコンテナ貨物では、貨物の取扱量はグラフのとおり右肩上がりとなっており、平成28年は過去最高となっております。釜山航路の中国延伸等による利便性向上などが要因ですが、四国の他港より便数が少なく、まだまだ利便性はよくないといったことなどから、表に記載のとおり、第1期高知新港振興プランの目標値として決めました第1ステップで、平成26年に既存航路による県内貨物の集荷により1万5,000TEU、うち実入り、中身の入った貨物ですが、これを1万TEUとすると。また、第2ステップで平成28年に新規の外航航路誘致により、県内外から集荷することで2万TEU、実入り貨物を1万3,000TEUとするとした目標は達成できませんでした。

課題としては、県内貨物の4割が高知新港の利便性の問題から高い陸送費を払って阪神港等を利用している実態があること。また、トラックの運転手不足によりさらなるコスト増の懸念があるといったことでございます。

②のバルク貨物は、石灰石の移出が鉄鋼業界の再編の影響等により減少したことなどから、100万トン程度で推移し、目標とした130万トンは達成できておりませんが、今後数年内に石灰石取扱企業が国内製鉄所向けに段階的に増産する計画となっており、そうした貨物事情に対応した施設整備が課題だと考えています。

③のクルーズ客船は、平成28年度は30回、うち外国客船は24回と急増し、これは目標とした12回以上で、うち、外国客船4回以上を達成しております。中国からのクルーズの経由地として好位置にあるといった地理的優位性等から、アジア発着の外国客船は今後も増加するものと考えていますが、一方で、邦船、外国客船によるアジア発着以外のクルーズは横ばい状態となっております。課題としては、増大するアジア発着クルーズの効率的かつ持続可能な受け入れや多様なクルーズの誘致と考えています。

次に、第2期高知新港振興プラン策定の方向性ですが、まず、(1)高知新港が県経済に果たす役割として、県経済を支える物流拠点として、県全体の貿易額のうち輸出の約3割、輸入の約5割を担う貿易拠点であり、輸出入コンテナの約6割が利用する県内唯一のコンテナ港湾であること。また、鉱業やエネルギー関連産業を支える物流拠点ともなっております。2つ目は、国際観光拠点としてクルーズ客船による外国人旅客の玄関口となっていること。さらに3つ目として、園芸連など流通業を中心に企業が立地し、企業活動の場ともなっております。

第2期高知新港振興プランの策定は、1ページ目で説明させていただいた第1期高知新港振興プランを通じての成果と課題、また、先ほどの高知新港の県経済に果たす役割、さらには、左中段の(2)に記載のとおりクルーズ客船の寄港急増といった高知新港を取り巻く環境変化などを踏まえて、その右の(3)に記載のように太平洋に面する外洋港湾を初めとする高知新港のポテンシャルを生かしながら、(4)の第3期産業振興計画で取り組

んでいる輸出の促進、国際観光の推進に貢献していく高知新港であること。そのための高知新港の目指す姿として4つの柱を定め、この実現に向けてプランを策定するものです。

目指す姿の1つ目、四国における東南アジア方面への輸出拠点ですが、(1)のコンテナ貨物の現状として、右の円グラフのとおり高知新港の利用率は輸出入とも6割を超えており、これは全国的にも高い利用率となっておりますが、4割程度は幾つかの理由で高い陸送費を払って阪神港等を利用しており、物流コストの高どまりを招いています。

(2)の他港利用の要因として、輸出では左円グラフの黄色の部分ですが、他港利用の7割が東南アジア方面への貨物であり、その下の帯グラフの緑の部分、そのうちの8割が航路の便数や所要時間などリードタイムによるものとなっております。その他の地域は取引先が輸送ルートを指定していることなどが要因で、輸入についてもリードタイムのほか、間接貿易のため商社が物流ルートをコントロールしているといったことによるものです。

基本目標のところですが、こうした分析結果を踏まえまして、絵のように四国他港に比べて航路便数が少なく、利便性がよくないことが課題であると捉え、第2期高知新港振興プランでは県内貨物の集貨・創貨による外航航路、東南アジア方面の誘致実現を基本目標として掲げ、そのための戦略として1つ目は集貨の部分である県内貨物の利用促進によるベースカーゴの確保、2つ目は新たな貨物をつくり出す創貨の部分である海上輸送による農林水産物の輸出拡大、3つ目はコンテナ航路の充実に必要な施設整備とし、これらを実現することにより外航航路を誘致し、県内企業の輸送コストの縮減・県産品の競争力の強化につなげていきたいと考えています。

(3)の第2期プランの取り組みとして戦略①については、就航間もない国際フィーダー航路の利用により、リードタイム等が有利となる地域への貨物の荷主に対し、貨物を取り扱う物流事業者と連携してポートセールスを行っていきます。また、間接貿易の対策としてポートセミナーの開催により県外商社に対し、高知新港利用によるコスト縮減効果のPRを行うとともに、高知新港利用に対する効果的なインセンティブを検討してまいります。

戦略②は、農林水産物を輸出する際の課題に対応するための港湾機能の向上や、物流サービスの提供について品目ごとに検討してまいります。

戦略③は、コンテナを荷役するガントリークレーンの老朽化や、コンテナ船の大型化に対応するために、ガントリークレーンの機能向上やコンテナヤードの拡張といった施設整備を行っていきます。これらの戦略の実施とインセンティブ等による船会社への航路誘致活動により、外航航路の誘致の実現に取り組んでいきたいと考えています。

次に、目指す姿の2つ目、地域産業を支える物流拠点は、基本目標をバルク貨物の増加に対応した港湾機能の向上による地場産業の競争力強化とし、第2期高知新港振興プランの取り組みとして戦略①の石灰石取扱量の増加に応じたヤードの段階的拡張や、戦略②の

バルク船の大型化に対応した荷役機械、これは石灰石等を船に積み込むシップローダーのことですが、この能力向上を図っていきたいと考えています。

目指す姿の3つ目、四国におけるクルーズ拠点について、日本寄港を想定してアジアに投入される大型客船は増加見込みで、高知新港もアジア発着クルーズは急増していますが、それ以外のクルーズは横ばい状態となっています。平成27年度からは絵のように同一のコースを複数回周遊するクルーズも企画されるなど、国内のクルーズ需要も拡大しています。

クルーズ客船については基本目標を西日本太平洋側の客船寄港地として定着化・発展と掲げ、戦略として、1つ目はアジア発着クルーズの増加に対応した効果的で持続可能な受け入れ体制の構築、2つ目は多様なクルーズの誘致、3つ目は、安全で快適な寄港を実現するための港湾機能の強化とし、(2)の第2期プランの取り組みでは、まず戦略①として、1)の岸壁でのおもてなしは、県民参加によるおもてなしの充実や経済性も考慮した持続可能な受け入れに向け、客船ターミナルの整備による受け入れ経費の低減や、シャトルバスの効率的な運行などに取り組んでいきます。2)の入出国管理や税関などのC I Qは、客船ターミナルにC I Qスペースを設けることにより、その円滑な実施につなげてまいります。

戦略②は、寄港数が伸びていないアジア発着以外のクルーズをターゲットとした誘致や、今年度から太平洋側でも始まった周遊クルーズの誘致に取り組んでまいります。

戦略③は、1)の安全で円滑な乗降に向け、防波堤の整備促進に取り組むとともに、2)の2隻同日寄港への対応として、現状は同日寄港の場合、西側に向いた7-2岸壁とメンバーズを利用していますが、7-2岸壁を利用しているバルク貨物船の利用への影響や、客船受け入れを2カ所で行う必要があり、経費負担も大きいことから、未利用の7-5岸壁について検討してまいります。

目指す姿の4つ目、物流及びクルーズ観光の共存について、今後、コンテナや石灰石ヤードの拡張、クルーズ客船寄航の大幅増、高台企業用地への企業立地、三重防護などの港湾・海岸工事の活発化といった状況が見込まれますが、これらに伴う課題として、岸壁の客船と貨物船の利用調整や客船寄港時の港内道路の混雑、粉じんへの対応、また、コンテナヤードの拡張などに伴う土地利用計画の再編が必要になってまいります。

その対応策として、戦略①の岸壁利用方針の策定は7-3、7-4岸壁では、客船ターミナルの完成に合わせて客船を誘導するとともに、客船寄港時以外はバルク船の利用も促進するなど各岸壁の効率的な利用を図っていきます。また、戦略②、③として、絵の赤の点線の港内道路のループ化によるツアーバスなど、客船関係車両と貨物車両の動線の分離や防じんフェンスの整備による粉じんや景観安全対策を実施してまいります。

戦略④として、6つのゾーン分けによる土地利用計画の再編を進めてまいります。

第2期高知新港振興プランは、有識者や港湾関係者等からなる検討会の中でこの夏をめ

どに策定したいと考えております。以上です。

◎**依光委員長** 質疑を行います。

◎**金岡委員** 今、新聞等で話題になっている昔はセアカゴケグモで、近ごろはヒアリなんです。それらの対策と。また、クルーズ船が多く入ってくるようになっていますが、鳥インフルエンザとか、SARS、口蹄疫なんかの対策はどのようになってるのか。また、どのようにされるつもりなのか。

◎**横畠港湾振興課長** 貨物関係の部分ですけど、ヒアリ等は今回、6月末のコンテナ貨物の中にアリが入っていたという話があったんですが、調査したところ話題になっている特定外来生物ではないということでした。

ですが外来生物には変わりはありませんので、コンテナをもとの配送地へ送り返しております。本来そういう可能性のあるもの、主に原木等ですが、配送先または日本に着いてから、もしくは県内で燻蒸を行いまして消毒するような対策はとっています。

クルーズ客船は現在、到着エリアのボーディング・ブリッジから降りたところに消毒薬を浸透させたマットを設置して対応しております。靴底消毒は、動物検疫所に聞きましたら平成12年から実施しておりまして、方法をいろいろ改善しながら対応しているということです。

◎**金岡委員** 夏場はいいでしょうけど、冬場は鳥インフルエンザとか知らず知らずのうちに入ってくる可能性もありますので、そこら辺も今後考えていかないかんことやと思いますが、どのようにされるのか。

◎**依岡港湾・海岸課長** そういった鳥インフルエンザの件に関しては、国の検疫所と県の危機管理部とあわせて、基本的に体温が高い方についてはきちんと検疫をするような格好になっておりますので、国の基準に基づきまして適正に対応していきます。

◎**浜田（英）委員** 本会議で上田貢太郎議員から、メタンハイドレートの開発について質問がございました。文部科学省のJAMSTECのちきゅう号が本格的にやり始めたら、高知新港を母港にと要望も高知県からしておるわけなんです。三重防護もできて沖防波堤もきれいにできていくと、少しは津波の余波とか低減できるので、場合によってはメタンハイドレートの生成施設とか、それに関するいろんな附属する施設を設ける可能性もあるねという話もしたんですが、高知新港、現在、西港区の予定は全然ないんですが、もしメタンハイドレートが本格的に賦存量の高い土佐沖から抽出されて高知新港を利用することになったら、生成施設等、空きヤードは現在考えられるんですか。

◎**依岡港湾・海岸課長** 先般、武石委員から後手後手にならないように西港区もいろんな検討をするようにとお話もいただいております。

先ほどのメタンハイドレートの件に関しても現在の西港区は、現計画ではフェリーの利用になっております。このため、どうしても港湾計画の改定が必要でして、これに向けま

して国や関係者と勉強会を開催する予定でして、その下準備をしているところです。高知新港自体の利用がいっぱいになる、あるいはメタンハイドレートの利用は今後どうしていくのかも含めまして、国や関係機関とあわせて勉強会で港湾計画の改定に向けて、港を利用する方々も含めて意見をお聞きしながら、今後いろんな利用の方法を幅広く検討しながら考えていきたいと考えております。

◎**浜田（英）委員** 場所によっては、宿毛新港が近くていいねという可能性もあるかもわからんですよね。そんなことも含めて同時進行で考えていったらいいかと思います。

◎**武石委員** これだけ外国クルーズ船もふえてきたんですけど、この写真を見て風景的に無機質な感じもするんですけど、せめてクルーズ船で来られる皆さんが高知新港に近づいたときに印象深い高知をイメージできるような、植栽工事でもいいと思うんですけど、何かそういった工夫もされたほうがいいんじゃないかと思います。きょうこの場でやるとかやらんとかの話をするに及ばんですけど、そういう観点からもこの計画に盛り込んでいただけたらと思いますが、要請でもいいですし何か御所見があればお聞かせいただきたい。

◎**横畠港湾振興課長** 景観等は今、高台ののり面に芝生を張っており、大分ついてきておりますけど、もうちょっとしたら結構緑に映えたものになるんじゃないかと思っています。また、防じんフェンスの検討もしておりますけど、そこに生け垣等を植えるとかについても検討して、景観対策も施していきたいと思っています。

◎**浜田（英）委員** 園芸連がBCPを考える中で園芸連の上の西と東へ2つ避難所が設けてありますけど、高台へ避難しようと思ったら避難できるんですが、園芸連の話はその後どうなんですか。あそこを出てどこかもっと安全なところへ避難したり、いわゆるBCP計画の中で高台移転をしたいというお話は具体的にあってますか。

◎**横畠港湾振興課長** 昨年来から私どももメンバーの中に入って検討をしてきてまして、検討会議から園芸連の会長宛てに移転についての提言もしたところです。ただ、具体的な動きはありません。

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

〈住宅課〉

◎**福田土木部長** 1件追加の御報告がございます。

先ほど米田委員から御指摘をいただいた件でございますが、知事の提案説明にもありましたとおり住宅の耐震改修工事については、昨年度、過去最高を記録したわけです。もちろん熊本の地震の影響もあつたでしょうし、何より本県が市町村と連携して手厚い経済支援をしてきたことも大きな要因だと考えております。一方でこの支援を可能にしてきた国の補助制度の運用について、今、懸案事項がございます、そのことが新聞でも大きく取り上げられたということも踏まえて、住宅課長からこの問題と今後の対応方針について御説明をさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

◎依光委員長 住宅課の説明をお願いいたします。

◎阿部参事兼住宅課長 委員長のお許しを受けましたので、住宅の耐震改修に係る国の補助制度について報告をさせていただきます。

ただいま配付しました資料をごらんください。住宅の耐震改修に活用できます国の補助制度は、社会資本整備総合交付金の基幹事業であります住宅・建築物安全ストック形成事業と同じ交付金の効果促進事業の2つございます。

資料上段にございます基幹事業を活用する場合、補助限度額が改修工事費の23%に制限されておりますことから、住宅所有者の負担額は改修工事費が100万円であれば77万円、200万円であれば154万円と大きくなります。

これに対して下段にあります効果促進事業は、基幹事業の効果を促進するため、社会資本総合整備計画に位置づけした総事業費のおおむね2割を上限として、地方公共団体の創意工夫で柔軟に使える事業でございます。本県では、この効果促進事業を活用しております。市町村によってはさらに上乘せをして基本的に92万5,000円の定額補助を行っておるところでございます。このため、耐震改修工事費が安くなればなるほど住宅所有者の負担額が小さくなり、例えば工事費が100万円であれば住宅所有者の負担は7万5,000円で済むようになっております。

しかし、会計検査院報告をきっかけとして、平成28年4月から一定の経過措置はあるものの基幹事業で実施可能な住宅の耐震改修に効果促進事業を活用することができなくなりました。本県では、経過措置の適用が平成30年度までとなっております。平成31年度以降は現在の手厚い補助を受けることができなくなります。このことは先週の新聞にも詳しく報じられたところでございます。

県としては、住宅の耐震対策に関して昨年度から知事を筆頭に政策提言活動を強化しており、特に今年度は住宅の耐震化はさまざまな地震対策の入り口であるというコンセプトを掲げ、被災後の住宅支援に係る公費支出の削減効果もアピールをしながら対策の抜本強化を求めているところです。今後も全国知事会や県内市町村とも連携をしながら国への働きかけをさらに強めてまいります。報告は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 今までは効果促進事業を選択することもできたということで、もうこれからは基幹事業じゃないといかんという。いかざったけど使うてきたということですか。

◎阿部参事兼住宅課長 これまでは基幹事業と効果促進事業はどちらも使えていた状態でございます。平成28年度の国の要綱改正に伴って経過措置つきで効果促進事業はだめになったということでございます。

◎米田委員 それは会計検査院の指摘があって平成28年度に変わったわけですかね。

◎阿部参事兼住宅課長 会計検査院の報告が平成28年2月でございます。その4月に交

付金の要綱が変わっておりますので、恐らくそうかと思えます。

◎**米田委員** 高知県も前知事のときから長いこと議会で議論もして、資本主義の社会で公的な資金で財産をつくることになるということで一貫してでしたけど、事前防災やら命の重みから今の制度ができ上がったと思ってたんですが、それにしても例えば基幹事業にしてもこれは理屈からしたら額は少ないけど、財産の形成に理屈からいえばなるがやないですかね。そう考えたときにわざわざ今これに絞る、これしかだめだということにする国の考え方自身が納得できないんですけど、そこら辺は県も知事会含めて、そういう論戦ではなくてもう別の交付金なり補助事業をという提案を共同していこうという方向なんですか。

◎**阿部参事兼住宅課長** まず、基幹事業が工事費の23%に制限されておる理屈については私も正確なところは存じませんが、金利が高かった時代に工事費の金利分だと、財産の形成には当たらないという理屈から制度設計がなされておると聞いたことがあります。ただ、今、低金利ですが根幹部分の考え方が国も変わっておりませんので、効果促進事業で今できておるようなことを引き続きやっていこうとするならば、その考え方からそもそも国に発想の転換をしていただかないといかんということをごさいますして、極めてハードルが高い提言ということになります。あの手この手を使って何かできないかと取り組んでおるところです。

◎**米田委員** 大変なことなんだと思うんですけど、知事が本会議答弁でも言うたように、三十何万人の犠牲とか含めて大変な事態も想定されてるわけですから、ある意味一丁目一番地と言われてる住宅の耐震をやらないと生命を守ることができない。国家的な事業からいってもやっぱり発想の転換をして対策をとらないと大変な事態になると思います。知恵や各県の総力を集めて、ぜひそれを打ち破る新たな制度を創設していただきたいと思えます。

◎**浜田（英）委員** 僕も会計検査院がおかしいと思うね。結果的に命を守るものなんだから。そこはやっぱり強調せんと。例えば現在エコカー減税、ちょっと少なくはなりましたが、これも個人の資産形成と同じようなものですよ。リーフだって出ますし、それから高知県の森林だって、森林環境税で個人の私有林だってやろうとしてるわけですから、こういうことも含めて最終的には納税者の命を守るんだということをもっと強調せないかんと思えます。

◎**依光委員長** この事業は本当に先ほど委員の皆さんからもありましたけど、非常に重要なところなので、高知県として理屈をつけて、ぜひとも力強く要請をしていただいて、またこれが効果促進事業ができるように、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で、土木部を終わります。

《観光振興部》

◎依光委員長 次に、観光振興部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤観光振興部長 観光振興部の議案の御説明をさせていただきます。まず、補正予算の議案3ページをお願いします。観光振興部では、高知県一般会計補正予算として、8番の観光振興費895万5,000円の増額補正をお願いしております。

内容は②の議案説明書の24ページ、観光政策において、去る4月12日に御逝去されました名誉高知県人のペギー葉山先生をしのび追悼式典等を開催する予算としてお願いをしております。事業の詳細は、担当課長から説明をさせていただきます。以上でございます。

〈観光政策課〉

◎依光委員長 続いて、観光政策課の説明を求めます。

◎三浦観光政策課長 観光政策課の6月補正予算について御説明させていただきます。右上②の議案説明書24ページ、表の一番上にごございますように、観光政策課からお願いをしております補正予算は、総額で895万5,000円の増額となっております。

25ページ、補正予算の内訳は、追悼式典実施委託料895万5,000円の1件です。これは、昭和49年11月3日に名誉高知県人の称号をお贈りさせていただきましたペギー葉山先生が、本年4月12日に御逝去されたことから、ペギー葉山先生のこれまでの本県の観光振興に対する御功績などを踏まえて、県として追悼式典を開催させていただきたいとの思いから、その開催に係る経費を補正予算としてお願いをするものです。なお、もう1人の名誉高知県人である司馬遼太郎先生が平成8年に御逝去された際にも、その翌年に県として、この当時は文化環境部でしたが、追悼式典をとり行っておるところでございます。追悼式典の実施に当たりましては、所属事務所や御遺族の御意向もお伺いしながら進めてまいりますとともに、広く県民の皆様が参加しやすく、故人をしのんでいただける企画にしてまいりたいと考えております。現時点で開催場所は未定ですけれども、時期については、事務所など関係者の御意向を受けまして、秋以降でペギー葉山先生の誕生月となる12月までにと考えているところでございます。内容については、公募型プロポーザルによって委託事業者の選定の際に提案をいただいて決めてまいりたいと考えております。また、高知市から共催させていただきたいとお話もいただいておりますので、今後、高知市とも調整をしながら、故人をしのんでいただける大切な機会となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

補正予算の説明は以上となります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎田中副委員長 今回予算約900万円組まれてるんですけど、全く決まってない中でこの予算額はどうやって算出したんですか。

◎三浦観光政策課長 以前、司馬遼太郎先生のときもこの追悼式典を行っており、そのときの積算をベースに今回の積算を行っております。その中で、司馬遼太郎先生の積算については会場使用料と広報が既存の予算で行われていたようですので、その分を45万円と200万円を上乗せするような形で計算をさせてもらっております。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、観光振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎依光委員長 続いて、観光振興部から1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにいたします。

「志国高知 幕末維新博」の取り組み状況等について、観光政策課の説明を求めます。

◎三浦観光政策課長 「志国高知 幕末維新博」の取り組み状況について御報告をさせていただきます。報告事項資料、青のインデックスで観光振興部の、赤のインデックスで観光政策課と記載されているページをお願いします。A3横の資料で一番上に「志国高知 幕末維新博」の取り組み状況と記載された資料になります。

「志国高知 幕末維新博」は、大政奉還や明治維新が全国的にも意義深い2カ年であることから、「志国高知 幕末維新博」も2カ年にわたって開催をし、多くの誘客を図るとともに、その開催を通じて地域における歴史資源の磨き上げを初め、歴史資源と地域の食・自然などを連動させた周遊コースづくりや、外国人観光客を含めた受け入れ環境基盤の整備に取り組み、歴史を中心とした観光基盤の底上げを図っていくことを目的に取り組んでいるところです。

3月4日の開幕から6月28日までの約4カ月間における入館者は、会場全体では約53万4,000人、メイン会場の高知県立高知城歴史博物館には9万1,000人、20施設の地域会場においても約28万6,000人と、多くのお客様に訪れていただくことができ、平成30年の目標に向けて好調なスタートが切れたと思っております。

これまでの取り組みは、歴史資源の磨き上げ、観光クラスターの形成、プロモーションと、大きく3つの柱で整理しております。

柱の1つ目、歴史資源の磨き上げのうち、1つ目の展示内容等の充実強化については、中岡慎太郎館や青山文庫などにおける展示ケースの増設を初め、室戸世界ジオパークセンターなどの動画を活用したコンテンツの整備や床面のバリアフリー化など、3月4日の開幕に合わせて各会場での磨き上げが急ピッチで取り組まれてきたところです。

2つ目の周辺歴史資源の基盤整備では、各地域会場の周辺歴史資源において、解説看板の設置や改修を行ってまいりました。

3つ目の館内ガイドの強化では、来館者の満足度を高めるため土日祝日や多客期に館内ガイドを配置して、展示物の解説や周辺の観光情報などの案内を行っており、開幕以降、

訪れた皆様にも御好評をいただいているところです。

4つ目の多言語対応では、増加する外国人観光客にも対応できるよう、各会場のWi-Fi整備を初め展示解説やパンフレットなどの多言語化を順次行っているところでございます。

柱の2つ目、観光クラスターの形成のうち1つ目の周遊コースづくりでは、地域会場のある市町村において、観光クラスター協議会が立ち上がり、地域で周遊コースを設定しておりますほか、周遊パンフレットの発行やスタンプラリーの実施など、地域会場を中心に地域内を周遊してもらえる仕組みづくりが進んでいるところです。

2つ目の2次交通の整備では、広域エリアをめぐる周遊バスの運行のほか、会場での特典がついた路面電車やバス、鉄道で利用できます乗車券の発行に取り組み、既に利用もされているところです。

3つ目の周辺ガイドの強化では、まちあるきガイドなどのスキルアップを図るための研修や、新たなガイド組織の立ち上げの支援を行ってまいりました。

歴史資源の磨き上げと観光クラスターの形成における今後の対応として、歴史資源の磨き上げは①から④になりますが、①の地域会場の磨き上げでは、四万十市立郷土資料館やジョン万次郎資料館などにおける展示リニューアルへの支援や学芸員の派遣による技術的支援を継続してまいりたいと考えております。

②の周辺歴史資源の整備は、宿毛市の林邸など現存する旧家を活用するためのリニューアルや梶原脱藩の道周辺への看板設置など、整備に対する支援を行っていくことで周辺スポットを訪れる観光客の満足度アップを図ってまいりたいと考えております。

③のガイド体制と④の多言語対応については、これまでの取り組みを引き続き支援してまいります。

観光クラスターの形成に向けては③と⑤にあるように、これまでの取り組みを継続するとともに、今後はより多くの皆様に広く知っていただくための情報発信にも力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

また、こうした取り組みが地域会場へのさらなる集客や博覧会終了後も継続できる観光地づくりにつながるよう、PDCAサイクルの確立と実行に取り組むこととしています。

その中で、まずは室戸市、いの町、宿毛市をモデルとして評価指標を設定し、データや実績を集約した上で課題を抽出し、改善の方向性や対応案の検討を今現在しているところです。今後は、市町村との協議や調整を重ねて必要な改善策への実施へとつなげたいと考えています。そのほかの市町村も順次PDCAサイクルを回していきながら、各会場の磨き上げなどに継続して取り組んでまいります。

柱の3、プロモーションは、全国的な話題をつくり出すことと、博覧会の開催を広く周知することの大きく2つの柱のもと、柱の1や2において磨き上げた歴史資源や周遊コー

スなど、地域の情報をできる限りPRできるように取り組んでいるところです。

1つ目の大政奉還 150 年を活用した全国的な話題づくりは、「新国家」の文字が使われた龍馬書簡など歴史資料を活用したプロモーションを初め、メディアの集中する首都圏を通じた全国への露出や「平成の薩長土肥連合」によるPR活動に取り組んでいるところです。

2つ目の博覧会の開催を広く周知する取り組みは、旅行商品を多く造成していただけるよう旅行商品の造成タイミングに合わせた商談会の開催や、交通事業者など企業とタイアップした広報とともに、公式ガイドブックなどによる基本的なPRに取り組んでいるところです。

今後も、①や②のように「新国家」の使われた書簡に加えて、文化生活スポーツ部において今議会に購入するための補正予算案が提出をされております、新たに見つかった坂本龍馬の書簡など、歴史資料を活用したプロモーションとともにテレビや映画、書簡などとの連携、全国龍馬社中との連携など、全国的な盛り上がりをつくり出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

加えて③と④にありますように、引き続きタイミングを捉えた商談会の実施やきめ細かな情報発信にも取り組んでまいります。

こうした歴史資源の磨き上げからプロモーションにしっかりと対応して、博覧会の開催を通じて歴史・食・自然を連動させた観光地づくりが推進され、高知県観光のさらなるレベルアップにつながるよう、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《中山間振興・交通部》

◎依光委員長 次に、中山間振興・交通部について行います。

中山間振興・交通部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎樋口中山間振興・交通部長 所管の提出議題について御説明申し上げます。今回、提出させていただいておりますのは報告事項の1件で、とさでん交通の取り組み状況等についてです。四半期ごとに開催されておりますとさでん交通株式会社のモニタリング会議が先週6月28日に開催され、昨年度1年間の経営実績等の説明がありました。売上高、営業利

益などが事業再生計画を上回って計画を達成し、会社設立から3期連続で黒字決算となったと聞いております。詳細については、担当課長から御報告させていただきます。

〈交通運輸政策課〉

◎依光委員長 次に、「とさでん交通」の取り組み状況等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎濱田交通運輸政策課長 とさでん交通の取り組み状況等について御報告をいたします。赤色の交通運輸政策課のインデックスのあるページをごらんください。

まず、説明に入ります前に、モニタリング会議の位置づけについて御説明をさせていただきます。モニタリング会議とは、とさでん交通が債権者である金融機関と株主である県及び12の市町村に対して、四半期ごとに事業再生計画の進捗状況等について報告を行う場となっております。株主である県及び関係する12の市町村は、事業再生計画の達成に向けまして、計画の進捗状況などの確認や場合によっては必要な助言を行うこととしてます。

本日は、先月28日に開催されました第10回のモニタリング会議の概要について御報告をいたします。

第10回モニタリング会議説明資料をごらんください。今回のモニタリング会議では、平成28年度の決算などについて報告がございました。

番号が3のスライドをごらんください。こちらの表は会社全体の損益計算書を計画値と対比したものです。左端の列が昨年度の第4・四半期の3カ月分の実績値。左から2列目が昨年度1年間の計画値。左から3列目が昨年度の累積実績値となっており、左から4列目が計画値に対する達成率となっております。昨年度1年間の売上高の実績は57億8,000万円で、55億6,800万円の計画に対して2億1,000万円のプラスで計画を達成しております。

次に、営業費用です。営業費用の合計では53億800万円となっており、54億1,000万円としてました計画に対して1億200万円の縮減で、こちらも計画を達成しております。

営業利益は4億2,100万円の赤字との計画に対して、実績は2億5,200万円の赤字にとどまっております。計画に対しては1億6,900万円、赤字幅が縮小しており、こちらも計画を達成しております。

経常利益についても4億3,900万円の赤字の計画に対して、実績は2億5,200万円の赤字ですが、こちらも同様に計画と比較をしまして1億8,700万円赤字幅が縮小しており計画を達成しています。

特別利益は大部分が国や県、市町村の制度に基づきます路線バスの運行に対する補助金です。なお、増加の主な要因としては、事業再生計画を策定する時点で見込むことが難しかった路面電車の工事に対する補助金などを受け入れたことによるものです。次の特別損失には、昨年10月にバスの拠点を一宮から棧橋に集約したことに伴う一時的な費用などが

計上されております。増加の主な要因は、特別利益で受け入れをした建設工事等の補助金を、いわゆる圧縮記帳により費用化、固定資産の圧縮損として相殺をしたものです。これらの結果、税引前の当期利益では 7,200 万円の黒字。税引後の当期純利益でも 1 億 2,500 万円の赤字の計画に対して、3,800 万円の黒字を計上しており、昨年度に引き続き会社設立から 3 期連続で黒字の決算となりました。この主な要因は、収入面では売り上げが順調に推移したこと、また、費用面では軽油の単価が低く推移したことにより、動力費が大きく抑制されたことによると会社から説明がありました。

次に、路線バス部門と軌道部門、いわゆる路面電車の専属営業損益について御説明をいたします。まず、路線バスです。番号が 4 のスライドをごらんください。売上高は計画値の 11 億 600 万円に対しまして、表の左から 2 列目の実績値は 10 億 9,700 万円。達成率にして 99%、額にして 900 万円、わずかではございますが計画未達となっております。

営業費については、時間外手当の増加などにより、人件費が計画値より 9,300 万円増加したことなどから、合計で 15 億 2,100 万円と、計画より 7,600 万円増加をしております。これらの結果、本社費用などの共通経費を配賦する前の部門の営業損益に相当します専属営業損益は 4 億 2,400 万円の赤字となっております、計画を下回った形となっております。

次に、軌道です。番号が 5 のスライドをごらんください。売上高は実績値で 10 億 5,000 万円と、計画と比較をして率にして 5%、額にして 5,000 万円上回っており計画を達成しております。

営業費は、路線バスと同様に乗務員不足により時間外手当の増加などによりまして、計画より 7,000 万円増加しております。これらを踏まえました専属営業損益は計画をやや下回ってはおりますが、8,300 万円の黒字を計上しております。

番号 6 のスライドは、会社全体の貸借対照表を計画値と対比したものです。会社設立時に 37 億 6,000 万円ございました借入金の昨年度期末の残高は 31 億 5,000 万円余りまでおよそ 6 億円減少しており、返済は順調に進んでおります。

番号 7、8 のスライドは、路線バスと軌道の利用状況です。番号 7 の路線バスでは、冒頭に青い文字で記載しておりますとおり、運送収入は前年比 95%、一方、ICカード「ですか」の御利用いただきましたお客様の数は前年比 0.8%の微減となっております。会社側からは、運送収入の減収については、ダイヤの改正に伴います運行キロ数が減少したこと、また、各種割引施策の影響などがあつたのではないかと分析しているとの説明がございました。利用客数については、昨年 4 月から、はりまや橋での ICカード「ですか」をいたしました乗り継ぎ割引を従来の 30 円から 200 円に拡充をしております。そういう各種の利用促進のための施策の効果が発現されまして、前年比で微減にとどめることができたのではないかと分析しているとの御説明がありました。なお、資料には記載はございませんが、現金での利用も含めた平成 28 年度の路線バストータルの利用者数は 345 万人余りとな

っており、前年度から 1.8%の減少と、増加にはなっておりませんが、減少幅が緩やかに
なってきたとの説明がございました。

事業再生計画は、当時、平均して毎年 3%ほど減少していた利用客数を 2%にとどめる
計画にしましたので、計画の範囲内で推移しているとの説明もございました。

次に、番号 8 のスライド、軌道です。運送収入はほぼ前年並みを確保しており、I C カ
ード「ですか」の利用客数は前年比 0.5%の微増と比較的堅調に推移をしております。

その要因として、バスと同様に各種の利用促進のための取り組みの効果があらわれてき
たものと考えているとの説明がございました。こちら資料には記載はございませんが、
現金での利用も含めた昨年 1 年間のトータルの路面電車の利用者数は 608 万人余りとなっ
ており、前年度の御利用者数を 4 万人余り上回ったとの御説明がございました。

路面電車の利用者数は平成 27 年度に 3 年ぶりに 600 万人の大台を回復し、昨年度も平
成 27 年度の実績を上回ってきておりますので、ここまで堅調に推移しているのではないかと
認識をしております。

番号 9 のスライド。こちらは、公共交通の利用促進に向けた取り組みを一覧にしたもの
です。特に表の 5 番、ローラー活動ですが、一昨年 10 月から開始をしたものでして、毎
月 1 回定期的に社長を先頭に社員の皆さんが沿線地域に出向き、住民の方々と直接対話を
し、時刻表やサービス一覧表をお渡しするなどの地道な取り組みを行っているものです。

会社からは、この取り組みの中から利用促進のヒントが得られているともお聞きをして
おります。この事例については、地域に密着したサービスの提供による需要の掘り起こし
の事例として、国土交通省の平成 28 年度の交通政策白書でも紹介をされています。

ページ右上 21 番に記載してありますお客様アンケートの実施については、バスと電車の車
内に備え置きした専用はがきや専用のホームページを通しまして、お客様からの御意見を
恒常的に聞き取るための取り組みとなっております。昨年 11 月に開始をして以来、こと
しの 3 月末までの 5 カ月間で 1,000 件を超える御意見をいただいているとのこと。

このように、公共交通部門が比較的堅調な実績であった要因としまして、会社のきめ細
やかな利用促進に向けましたさまざまな取り組みの効果が徐々にあらわれてきているので
はないかと認識をしているところです。

右下の番号 10 のスライドは、公共交通に係ります設備投資計画の実施状況です。事業
再生計画では毎年 5 台ずつ床の低いバスを導入する計画としており、計画に沿いましてバ
スの更新が行われているとの説明がございました。また、4 月の業務委員会でも御報告を
させていただきましたが、現在、1 編成で運行しております路面電車の低床型の電車も、
本年度の末までに新たな車両が導入される予定であるとの説明もありました。

以上が、第 10 回モニタリング会議で報告があった、とさでん交通の平成 28 年度の決算
等の概要です。以上で御説明を終わらせていただきます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

それでは、ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 11時52分～12時59分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《産業振興推進部》

◎依光委員長 次に、産業振興推進部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾産業振興推進部長 それでは、当部の提出議案及び報告事項につきまして、総括説明をさせていただきます。

資料ナンバー②の議案説明書(補正予算)の14ページをお願いします。移住促進課から898万2,000円の補正予算案を提出させていただいています。本県への移住者数は昨年度683組、1,037人となっており、目標の650組を上回ることができましたけれども、第3期の産業振興計画の最終的な目標である年間移住者数1,000組の達成と定常化を目指していくためには、これまでの取り組みを一段と強化をする必要があると考えております。このため、これらの強化策を担います一般社団法人を官民協働によりまして新たに立ち上げ、10月をめどに業務を開始できるよう準備を進めたいと考えております。そのための関連予算をお願いするものです。詳細については、後ほど課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項ですが、地産地消・外商課から、まるごと高知レポートについて御報告をさせていただきます。今回、御報告します第25号は、地産外商公社の昨年度の事業活動の総括などを掲載をしております。1例を申しますと、地産外商公社の仲介あっせんによります成約件数、昨年度は平成27年度の6,555件を大きく上回る8,112件と、成約金額も約28億4,800万円となるなど、着実に成果が上がってきておるところでございます。今年度は外食支援を初めとする業務筋への外商活動の強化などによりまして、県内事業者の皆様をサポートしていきたいと考えております。また、レポートとあわせまして、ことし5年目となります高知家プロモーションについても御報告をさせていただきます。詳細は、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

お手元の資料の赤のインデックス、審議会等のページをお開きください。4月に高知県

移住推進協議会を開催をしましたので、その審議概要を記載をしております。

私からの説明は以上です。

〈移住促進課〉

◎依光委員長 続いて、移住促進課の説明を求めます。

◎辻移住促進課長 移住促進課の補正予算案について御説明をさせていただきます。移住促進と人材確保を担う新たな組織の設立を予定しており、10月の中旬ぐらいをめどに現在、高知商工会議所に委託をします現在の業務を新組織にスイッチしたいと考えています。そのため下半期分の委託料を減額して、かわりに、この新組織の立ち上げや運営に係る補助金を今議会に提案をさせていただきます。

議案説明書、資料の右上②と表示があります資料の15ページをお開きください。こちら歳入予算ですが、上から3行目、新組織において移住相談や人材確保業務を一体的に行うための財源として国の地方創生推進交付金129万円を充当しています。下から2行目、この新組織は移住促進課とともに県庁の外にある同じ場所で業務を行うこととなりますが、不動産の賃料は借り主となる県が一旦支払うこととなりますので、人数分で案分した額263万1,000円を、後に県に納めていただく趣旨です。

16ページの歳出です。移住促進費の移住促進事業費として898万2,000円の補正を計上しています。内訳は、右側の説明欄にあるように、移住・交流総合案内業務委託料、こちらは減額で3,726万1,000円です。それから、設備設置工事請負費、こちらが35万4,000円。それから新たに立ち上げます新組織、移住・人材確保推進法人運営事業費補助金3,983万9,000円。事務費が605万円。合わせて898万2,000円の増額をお願いするものです。詳細については、別添の資料で御説明をさせていただきます。

移住促進課の赤色インデックス、1ページ目をお願いします。

左上、現状の説明をさせていただきます。移住促進のこれまでの取り組みとして、①平成21年度から移住総合の窓口として移住・交流コンシェルジュを配置しています。②平成25年度からは移住促進策を抜本強化する中で、市町村の専門相談員の配置、あるいはお試し滞在施設の整備など、市町村の取り組みも手厚くしてまいりました。あわせて③「高知県移住推進協議会」を立ち上げて、移住の取り組みを官民協働で進めてまいりました。この協議会では、主に本県の移住促進策の方向づけや戦略などについて御意見を伺ってきております。④担い手不足が深刻化している各産業分野との緊密な連携のもとで、県外の相談会から県内での体験研修、就業マッチングまで一連の支援を行ってきております。さらに⑤平成27年度に設置された「事業承継・人材確保センター」とも連携して、中核人材の確保やU・Iターン就職の促進に取り組んでいるところです。

右側のグラフが移住者数の推移になります。こうした取り組みにより、年々実績はふえてきており、先ほどもありましたように昨年度は683組で目標の650組を上回ることがで

きました。新規の相談者数、折れ線グラフですが、こちらも右肩上がりです。推移しておりまして、それに対応するために相談実務を担いますコンシェルジュの人数も増員を図り、現在は10名、うち3人は東京に配置をしております。

事業承継・人材確保センターにおけるマッチング実績ですが、平成27年度の11件から昨年度は70件と大きく伸びており、このうち移住者は53組と移住促進と人材確保の連携による相乗効果も出てきております。

今後、第3期計画の最終的な目標になります。年間移住者数1,000組の達成とその定常化を目指していくためには、これまでの取り組みをもう1段階強化することが必要だと考えておりました。そのための課題と対応策を下半分に記載をしております。

課題として、まず左側に大きく3つを掲載しております。1点目は、地域に潜在している人材ニーズを掘り起こして、顕在化させていくため官民が一層協働していく必要があるということ。2点目は、こうして掘り起こしてきた人材ニーズと移住希望者とをより効果的にマッチングさせていくために、商工業や農林漁業、福祉など各分野の仕事の情報を一元的に集約するとともに、暮らし全般の情報なども加えて効果的に発信してマッチングまでつなげていく体制が必要であること。3点目として、移住相談や人材確保を担うスタッフのスキルをさらに高めるとともに、現場の経験やノウハウを組織として蓄積していくことが必要である。こういった課題に対応するために移住促進と人材確保を担う新たな組織、一般社団法人を官民協働によって立ち上げて体制を大幅に強化したいと考えています。

強化のポイントとして、1点目は、県のみならず、市町村や民間団体が組織の構成メンバーとして参画して官民を挙げて潜在的な人材ニーズを掘り起こし顕在化していきます。2点目は、集めてきた人材ニーズをデータベースにより一元的に集約をして、都市部の人材に発信するとともに、さまざまな希望に応じた働き方、移住プランを提案をしていきます。農業とほかの仕事を組み合わせた、いわゆる「半農半X」といった仕事の組み合わせやライフスタイルなどを提案するなど、多様なニーズを持つ都市部の方々への提案力を強化していきたいと考えています。これまで別の組織で行っていた「移住相談業務」と「U・Iターン就職相談」、「中核人材確保」の窓口を一本化し、「仕事」と「暮らし」の情報をあわせて提供できる体制を強化いたします。3点目は、移住相談や人材確保を担うスタッフを育成することです。業務にかかわるノウハウの蓄積や継続的なスキルアップを図るために、市町村の専門相談員も含めた人材育成に取り組んでまいります。

2ページ、一番上の設立目的は、先ほど申し上げましたとおりです。

その下、名称は現在検討中でして、今月末の設立登記を目指しています。

2点目、事務所の所在地は県庁前の高知勤労センターの5階を考えています。

3の設立時社員、構成員は、それぞれの産業分野を代表する団体、高知県宅地建物取引業協会、さらには全市町村、県といった合計43団体の皆様から内諾をいただいているとこ

ろです。

4 役員構成ですが、社員総会のもとに業務執行機関となる理事会を設置して、代表理事や監事を置く予定です。

5 業務内容としては、先ほどの強化のポイントでも御説明したとおり、①移住相談窓口と中核人材確保、U・I ターン就職の一元化。②商工業・農林漁業・福祉など、各分野と連携した人材ニーズの集約・マッチングや後継者人材の確保。3 番目として、移住や就職に関する情報発信。4 番目として、移住・就職に関するイベント。こちらは県外での相談会であったり県内に招聘しての体験ツアーなどになりますが、イベントの実施。5 番目として、市町村の移住相談員の人材育成といったことなどを業務の柱と考えています。

6 運営経費は、これまでこうした業務は県が外部委託をしてくることで、こちらは新たな組織が担うことになるために補助金といった形で基本的に県が支援をしていくように考えています。

7 今後のスケジュールは、今議会で予算をお認めいただけましたら、閉会后速やかに設立登記に向けた作業を行いまして、あわせてスタッフの採用、職業紹介を行うための許可申請など業務を開始するための準備を進めまして、10 月中旬をめどに新たな組織での事業を開始したいと考えています。

3 ページをお願いします。こちらは、今、2 ページで申し上げたことを図にして表現したものです。真ん中の赤の新組織が中心となり、その下段、各分野の人材ニーズを一元的に集約して発信してマッチングをしていくスキームになっています。

4 ページをお願いします。こちらは組織体制図になります。左側が現状、右側が新たな組織での体制という新旧の対照になっています。まず左側の上段、こちらは商工労働部が所管します、事業承継・人材確保センターです。現在 13 人体制で人材確保、U・I ターン就職支援を行っています。下段が私ども移住相談窓口でして、マネージャー以下 12 人体制で移住相談業務を行っています。このように別々の場所、別々の指揮系統にある組織を 1 つにしようと考えておりますのが、右側の新組織の図になります。スタッフの数としては、緑の点線でワンフロアに囲んでいますが、その中で 25 人を想定をしているところです。この図の中でオレンジの四角で事業引き継ぎの部分があります。いわゆる事業承継の部分ですが、こちらは国からの委託事業となっており、この事業を受けれるのが商工会議所に限定をされていることから、新組織の業務範囲には入りませんが、同じフロアで業務を行うことで緊密な連携体制をとってまいりたいと考えています。さらに加えて言えば、私ども移住促進課もこの同じフロアで業務を行うことで県の政策と新組織の業務とがしっかり連動できるように取り組んでまいりたいと考えています。

5 ページをお願いします。1 ページの強化策でも申し上げましたように、潜在的な人材ニーズの顕在化から集約、都市部人材とのマッチングに至るまでのスキームをあらわした

ものになります。商工分野でしたら、商工会議所や商工会の経営指導員が事業戦略づくりの支援を通じて人材ニーズを把握し、中ほどから下にある農業分野でしたら、各産地が求める人材像を市町村や農業振興センター、JAなどが聞き取って取りまとめていく形で分野ごとに必要とされております、多様な人材ニーズを掘り起こして、その情報を真ん中に赤い縦長のところですが、データベースに一元化して集約する仕組みをつくっていきたいと考えています。このデータベースは、事業承継・人材確保センターが運営する高知求人ネットが既にありますけれども、こちらに1次産業や福祉も含めたさまざまな人材ニーズも取り込めるように、現在改修を進めているところです。このデータベースに各分野から、さまざまな人材ニーズを登録してもらって、登録した人材ニーズ、求人、こちらをポータルサイトで発信したり新組織のスタッフである移住コンシェルジュやU・Iターンのマッチングスタッフ、人材確保コーディネーターらが、こういったデータベースの情報を活用して都市部の人材の希望に合った提案を行っていく形を考えています。

6ページをお願いします。こちらが予算の詳細になっています。この組織の立ち上げ、運営に係る経費に対して、県としては補助を行うことで、今回、補正予算により関連予算を計上させていただいています。予算は、移住促進業務を所管します私どもと、それからU・Iターン就職や中核人材を所管します商工労働部の商工政策課で、それぞれ計上をさせていただいています。上段の移住促進課計Aとありますが、当課での計上分の合計額です。冒頭御説明したとおり下半期分の委託料を減額して、かわりに新組織に対する補助金を計上しています。私からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 移住促進・人材確保のための新組織についての説明はよくわかりました。お聞きしたいのは、運営経費の捻出についてです。これの予算案でいくと補助金として約4,000万円がこの団体に県が支払う形で、その4,000万円を原資に運営をしていくことになっているんですが、実は移住促進とかの観点を見たら、県だけの補助金でこの組織を運営することが果たしていいんだろうかという疑問が出てきています。できれば、市町村初め設立時の関係団体の構成員もお持ちですが、そういう皆さんに対しても、ある一定運営に対する負担はあってもいいのではないかと。それがあつために積極的な運営参加もするし、情報も積極的に入ってくる状況がつかれやせんろうかなと思うんですが、そのことに対して、設立時ですから、ここは仕方がないのかもわかりませんが、1年2年たつてみての物の考え方、負担金、分担金の物の考え方についてお示しいただけたらと思います。

◎辻移住促進課長 まさにそういった観点は非常に大事だと思つてまして、私どもは全ての市町村にメリットという大げさかもしれませんが、県内全ての市町村に効果を実感していただける組織なり活動になろうと思つてます。そういった観点で、実は市町村の人口減少に伴う人材確保であったり、地域活性化のための事業を行う組織として、市町村振

興協会がございます。こちらに相談をしまして、この組織を立ち上げるに当たって一定の御協力を現在お願いをしているところで、大筋立ち上げに際して何がしかの御協力がいただけるのではないかという調整になりつつあります。一方、民間団体の方々にも決して大きなお金はなかなか協力も申し上げにくいところあるんですけども、幾ばくかの立ち上げに際する御協力を、今、順次お願いをして回っておりまして、大筋で御了解はいただきつつあるところです。そういったことも踏まえて、今後の負担に関しても、改めて整理もしながら関係の皆さんと協議をしながら決めていきたいと思えます。

◎橋本委員 本当にそもそも論の話になってくるんですが、県が単独で運営金を出して、その団体を回転させるのは確かに市町村からとってみればありがたい話なのかもわかりませんし、それから団体の皆さんにとってもありがたい話なのかもわかりません。これに限ったことではないんですが、組織そのものに積極的にかかわっていくことは、物心両面の話がそこに存在しなければ、ただあれ県がやりゆうがやけんねということだけで済まされると問題は大きいのではないかと感じていまして、だから、お金を少しでもいただくことになれば、より積極的な考え方も出てくると思えます。ただ、この分担率は非常に難しいんだろうと思えますが、半分県が抱える、あと半分はある程度割ってという考え方で、何とかそういう形の仕組みをこれだけに限らずつくっていただきたいなど。特に産業振興にかかわることは、全ての面でそうなんだろうと、情報とそれに対する参加の気持ちと、自分たちもやろうという気持ちがなければ調整できませんので、そういうことも含めて考えていただければありがたいですが、部長どうですか。

◎松尾産業振興推進部長 これは参加感といいますか、主体性みずからのものとして参画することが大切ですので、今回のこの組織も一般社団法人にしたのは、社員として当事者意識を持っていただく。その中で、費用分担の面は難しいかもしれませんが、先ほど課長が説明したような形で負担もお願いをしつつ、やっぱり当事者意識を持って、あり方というものが今後いろいろまた出てくると思えます。

◎米田委員 今までの移住促進協議会と事業承継・人材確保センターの事業承継は商工会議所が直接受けるということで、その組織が合体することだと思んですが、そうせいかん理由とそうすることによって何が一番効果が上がるという判断で1つの法人をつくるのか。

◎辻移住促進課長 移住というキーワードから入ってくる人もいれば、転職、就職というキーワードでプライオリティーをつけて物事を組み立てていって行く方もおいでまして、大きく2つに大別されているのが現状です。いずれにしても移住という切り口から入りましても、現状、本県の場合、20代、30代、40代の方が8割以上を占めています。ということは、必ず仕事のサポート、マッチングもセットでやっていかなければならない。あるいは今度は仕事・転職という切り口から入ってきた人も実家が高知にあってすぐ住める家

がある方は別としても、そうでない方は必ず家を探すとか、生活環境そのものがどうかというサポートも必要になってまいります。いずれにしてもどっちから入っても最終的には両方の窓口を通った上で、晴れて高知県内で就職なり移住という形になりますので、現状は大半の部分が重なっていることを考えますと、いろんな面でお客さん目線で二度手間になっているところもあり、そういった部分で利用者の利便性向上がかなり図れるのではないかと考えております。

◎米田委員 人材確保という場合に、この法人そのものは、どちらかというとい県外からの人材確保に移住とセットやから重きを置いちゅう気がするわけよね。いわゆる県内のそういう人材もありますよね。そことのかかわりはどんなふうに位置づけられるのか。視野が外にあるような気がしてならんように思いますが。

◎辻移住促進課長 現状で言いますと、事業承継・人材確保センターも県外向けよりは、むしろ県内で中核的な人材がいらっしゃれば、当然その方もマッチング対象としてサポートしていく姿勢でやっていますので、確かに私ども移住促進課は軸足が県外に向いている部分がありますけれども、求人と求職のマッチングという点に関しては、当然ながら県内同士も視野に入っていますので、今後とも着実にやっていく形になると思います。

◎米田委員 そこは組織としても目的をどうするかと、仕事の中身によって移住とセットで来てるから、結局、県内の若い人で人材を確保して育てるのは、視野の外になりがちなんです。県民から見ても、移住なんてこうやろうということからしたら、本当に県内の若者たちにも目を向けた、意味のある人材を確保できるかどうかのも一つの大きな仕事だというふうに思うんで、県民から見たら移住とセットとなると外から人を呼んでくるんやねと受けとめられる負の側面もあると思うんで、仕事の中身、そしてPRの仕方も十分検討していただきたいと思います。

それと、橋本委員も言われましたけど、社員となったら、何らかの負担なり、経済的な負担で産業団体8団体の方は、職員を出されるのかなと思ったりもするわけですけど、25人の中で、プロパーだけではなくて産業団体からも入ったりするのかなという思いと、それから社員になって、当事者意識を持ってもらって、それがメリットみたいな言い方をされますけど、34の市町村の皆さんに合意なり、事業説明が十分にされているのか。それと移住に当たっては29の市町村でもう移住相談員の市町村それぞれ頑張って45人配置されてるわけで。その人たちは、この25人とは関係なく独自でやるのか。もう既に45人おるわけやから、わざわざお金を出さなくても情報のやりとりで市町村にメリットもあるんじゃないかと。それをまた市町村に財政的な負担も求めていくのか、そこら辺心配と不安があるんですけど、どんなふうに考えていますか。

◎辻移住促進課長 まず、社員に関しては、現在のところこういった産業団体の方々などから、スタッフを出向させていただくことは考えておりません。あくまでも社員という、

いわゆるその議決機関という格好で団体の方々に加わっていただいて、スタッフは公募をかけて雇用していくことを考えています。それから市町村に関しては、全市町村を御説明に回りまして、基本的に合意はいただいています。それから3点目、市町村の相談員は今ほとんどの市町村に行き渡っています。ただ、行き渡っていると言いながらも実際問題として各市町村に1人、多くても2人といった体制になります。かつ、扱う件数としても、直接、市町村に相談が入ってきてやりとりをするケースは県の窓口からすると対応する件数自体がかなり少なく、案件の蓄積もなかなかできてない側面がございます。そうした中で、相談員の力をアップしていくための研修を考えてもなかなか1市町村当たりで案件数も余りなく、かつスタッフも1人ないしは2人という状況の中で研修自体がなかなか難しい面もございまして、今回、県が中心になってこういった組織を立ち上げるに当たって、市町村の相談員も一緒になって研修なりができていけるような県全体の体制を整えたいと思っています。

◎米田委員 福祉とか1次産業、農業だとか、いろんな仕事先を見つけたり相談受けたりするわけで、そしたら社会福祉協議会とか福祉も人材バンクを持ちゅうわけで、日常はそのフロアにはいないと。しかし社員だという組織のあり方自身が、本当にその各産業団体も一緒になった組織としてもスムーズかつ有効的に機能するのかなど、日常の仕事ですよ。なかなかそれは県社会福祉協議会、例えば人材福祉の働くところとマッチングということは、いちいち向こうへ連絡せないかんわけだね。そういうこと考えたときに名前だけ社員で人も送らない。まだ、費用負担はどうするかようわかりませんが、その人たちにお金払わずに何のメリットがあるのかと思いますけど、そこら辺、本当に立ち上げに当たって有効的な目的達成するための組織体制になってるのか、どうでしょうか。

◎辻住住促進課長 社会福祉協議会とはお話をさせていただいたときに、常に向こうの福祉人材センター側の職員をこちらに出向していただく形で常にひとり座らせるというのは、なかなか向こうもマンパワー的にしんどい部分があるんですが、例えば週に1回なのか、あるいは2週間に1回のかわかりませんが日を決めて、こちらのほうにもスタッフが座れるときは座ってもらう。それで、その際にこちらで対応していただくこともそうなんですが、福祉の人材のマッチングのスキルといいますか、専門的な部分について、この新組織の周りの職員もあわせて教えていただけるような、連携の仕方が可能じゃないかと、社会福祉協議会とはお話もしていますので、ほかの農林漁業についても常にとというのはなかなか難しいかもしれませんが、可能なときは相乗りするような形でより伸び代ができるような運営を考えていきたいと思っています。

◎米田委員 例えば、20代、40代の方は聞いたところによると、県外から来られる方は自分で仕事を探してくるというんですよ。高知に来る人はね。そういうことからしたら、就職をメインに打ち出しても、それは効果的なことになるかなという思いがあるんです。結

局、例えば1次産業、農業、半農半Xでやりたいという場合でも、そしたらここへ相談に来たときは結局、JA、農協に振るわけよね。ワンフロアではあったとしてもワンストップではないので、結局、二度手間になるんですよ。社員がおっても名前だけ社員ですから。実動部隊がほかのところに在駐してるわけですから。本当にここに頼って行ったらワンストップという言い方してないんであれなんですけど、効果的な移住あるいは人材、仕事を確保というふうに働ける組織になるのかなと。結局この25人の方が、農協とか、漁協とかと連絡とれてそこへ行ってもらうてということになるでしょう。

◎辻移住促進課長 ある一定部分から先になってくると、どうしても特に1次産業は専門性が高い技術的な要素がありますので、おつなぎをする形になります。ただ、手前の段階で、農業振興部でつくっている主要な作物ごとに、今どれぐらいの規模をつくれば、どれぐらいの収入が見込めるかであるとか。季節的には、いつぐらいにどの程度の労働力が必要かとかいう資料を我々も共有させてもらっていて、農業をしたいという御相談があったら、まずは基本的な入り口の部分の御案内をさせていただきながら、いよいよ本当に農業をしたいという熱意が高い方であれば、そういった農業の専門機関の研修制度なんかへおつなぎをしていく形をとってきております。今後も基本的には、そういったスタイルがベースになってこようかと思えます。加えて、どこまで専門性を身につけるかというのはありますけれど、いろんな情報を集約して扱っていくからには、ある程度の知識もこちらも身につけておく必要がありますので、そういったスタッフの研修も充実させていきたいと考えています。

◎米田委員 せっかくつくるんですから、対象者の方々にとっても有益で移住あるいは人材、就職にしても本当に役立つ組織でないといかんので、今聞いたらやっぱり25人の方も、結局最後はJAとか漁協とかへ案内を送っていっちゃらんといかんろう。それでは本当にふさわしい、わざわざ立ち上げる組織になるのかなと思うんで、プロパーで雇われる25人は非常に専門性も含めて、どういう人材をそこに配置するかで、全然この組織の性格違ってくると思うんですよ。農業で何が生産高たくさんとれるとか、そんなことは農協かどっか行ったら一発でわかるわけで。わざわざここへ相談に行かなくても、みんな来る人は一生懸命考えて、農業つきたい、漁業つきたいので来よりますから。専門性を求めてくると私は思ってるんですよ。あと住居とか住家とかは、移住なり人材を求める人々に応えられる組織になるためには社員たくさん集めても形だけの社員。それで機能果たせるか非常に不安で心配もします。25人のプロパー、職員も含めて、どういう人材を今求めているか、慎重に検討していただきたいと思えます。

◎松尾産業振興推進部長 今回の組織の大きな特徴として、2点あると思っています。1つは確かに専門性という部分では、最終的には農地の問題とかは、現地の情報、専門性が高うございますので、そこは、相談員のほうに頼らざるを得ないところは当然出てきます。

ただ、今回は、一つは大きな入り口をつくる。それと、もう一つは、潜在しておる人材ニーズを顕在化させて、それをこっちから発信をしていくことで待ちの姿勢ではなくて、地域はこういうもの、こういう方を求めているんだよと積極的にこっちから働きかけていく、この2点がこれまでと決定的に違うと思っています。そこをしっかりとやって、地域ともつながりつつ、効果的なやり方、いろいろ試行錯誤もしていきながら、これまで以上の成果につながるように頑張っけてやっていきたいと思っています。

◎**金岡委員** ちょっと心配なのは、移住者の方たくさんいらっしゃいますが、地元になじまないというわけではないですが、若干、地元との乖離が見られてきたところがあります。それが今後どうなるかは非常にわからないところでもありますけれども、誰でもという形で入ってこられると問題があるんじゃないかなと。現実に仕事にしても、移住してこられた若い方のほとんどが何らかの公的な資金を受けておる形の中で、移住してこられると。その公的な資金が切れるとまたよそへ行かれるとか、いろんな形が出てきておるので、そこら辺どうなのかと、それはどういうふうにやったらいいのか私もわかりませんが、それともう1点は、今いろいろマッチングとかあるいは人材ニーズの掘り起こしとか言われましたけれども、例えば東京に3名の方いらっしゃると言われましたが、その方々がどれだけいろいろなことを知っておられるかですね。どういうことを言いたいかという、高知県へ移住してくるということを目的とされて、いろいろな話をされるとなると、また若干違うんじゃないかなと。要するに、例えば嶺北地域に入ってくるということと、高知市内へ来るのと全く違うわけですね。それをどう説明されてるのか、ちょっとわからないんですけどもいかがでしょう。説明できる状況なんですか。

◎**辻移住促進課長** こうやって移住者がどんどんふえてくるとともに、前段のなじまないといったケースも今後、比例的にふえてくることも想定されます。まずは、来てからミスマッチに気づくよりは事前にきっちりということがベースになると思いますので、29市町村に相談員が配置されたこともありますので、それぞれ最後の御質問にも関係してきますけど、高知市と嶺北との違いのように、当然ながらその地域地域によってコミュニティーとか特色、違いもありますので、それぞれの市町村、県の窓口もそうですけれども、町なか、海沿い、農山村でどういったコミュニティーの特性があるのか。共同でやらないかん作業など、こういうものがコミュニティーとしてあるんですよとか基本的な情報は従前からもお伝えはしてきているんですが、今後も確実にそういった情報を入り口で伝えていくことになろうかと思っています。東京の窓口においても、高知県全体とした一本調子の説明だけではなくて、町なか、郡部、それぞれに違うということも当然御説明もさせていただいてますし、また東京ばかりではなく月に1回ぐらいは高知へ帰ってきて市町村を訪問したりする機会も設けてます。そうした中で、東京のスタッフも各市町村を回って実際のその地域の特色とか、コミュニティーとか、注意してもらいたい点とかもつぶさに聞き取っ

て、相談窓口ではお客さんに御案内できるような体制で臨んでいるところです。

◎**金岡委員** もう1点、移住してこられた方には似ている傾向があって、移住してこられた方は移住してこられた方で固まります。そういう方々を集めてきておるみたいなどころも見えますので、要するに、この組織はどういう構成になるか。ここに書かれてますけど、表面的に追いかけていくと恐らくまた同じ傾向で集まります。ですから、できるだけ多様な人材というか、この社員の中にも入れていただくことが必要じゃないかと思います。特に農協なら農協にお願いをしたとしたら、ここへ行くことが決まってるような形がとられるわけですね。本当に必要な人材ニーズはどこにあるかは余り捉えられてないんじゃないかなというところがありますので、やはり、それぞれの地域に入られて、それぞれの業者の方、極端に言えば個人の事業者の方に当たるぐらいの形をとらないと、そのニーズはわからないんじゃないかと思いますので、そこら辺をどうやっていくのか。

◎**辻移住促進課長** 人材ニーズについては、まず商工分野で申しますと経営指導員がそれぞれの事業者単位で入って行って、いろいろ事業計画づくりを通じて、人が要するという結論に至れば、人材ニーズを求人票に起こすところまでを一連の仕事でやる形で今動きが始まっております。同じように農業についても、JAとかを通じてと基本系を考えておりましたけれども、まだまだそういった部分では潜在的なニーズのあぶり出しが難しいのであれば、いろんなアプローチの仕方を考えて本当に諦めかけているような人材ニーズを何とか求人という形で外へ打ち出していけるようにしたいと思います。

◎**田中副委員長** これまでこの移住促進に関しては、市町村の取り組みに濃淡があったと思うんです。そういった意味では、今回、先ほど説明がありましたように、全ての市町村がこの組織に参画をしていただけることは非常に第一歩として大きいと思っています。移住者の帰着地、この市町村が住む場所であったり、またその近くの仕事となってくると思いますので、いかに市町村が本気を出してこの移住促進に取り組んでいただけるか。これが第一歩だと思うんです。その中で御説明いただいたように、やはり市町村の移住相談員の人材育成、本当にまさしくこれだと思っています。これから平成31年度の1,000組。秋に設立したら猶予は1年半。1年半で育てて市町村が本気になってやらないと1,000組って到底無理だと思っています。そんな意味で、設立前ですけど、こういった人材を育成して、この移住促進1,000組達成するためには、その後、もう1段必要だと思うんです。そこも市町村を本気にさせてやっていく取り組みを、ぜひ今から考えていただいて、平成31年度の1,000組を達成していただきたいと要請をしておきます。

◎**池脇委員** いろいろ御意見もありましたけれども、移住をしてくださる方の網を大きく広げて、また網を細めてしっかり高知に来ていただけるようにする仕組みづくり、そのための組織の一元化ということで、これは大変評価できると思います。あと一つ課題は、移住してくださった方が定住をしてくださるようなケアをどこがするのか。移住をしっかり

こうして促進をしていきます。この方との面識ができますから、ここが定住につながるケアをしっかりする機能もしっかり考えていただいで進めていただくことが大事じゃないかなと思いますので、要請をしときます。

◎**依光委員長** 自分から1点、本当にスタートダッシュ、新しい組織で期待も大きいということが皆さんの中からもわかりますけど、高知県内いろんなところに行ったときに、高知は仕事がないからねというのがまず出てきて、一般の高知県民って本当に高知県って仕事がないって言うんです。ただ、ここで挙げているのが人材ニーズがあるんだというところなんですけど、それをどう見せていくか、土木とかであったら企業も一生懸命努力して地図に残る仕事ですよという言い方をして3K職でなくてというようなことも言うし、これがスタートしたときに、こんなにたくさん仕事があるんやというのがないと多分だめやと思うんで、まだ時間もあると思うんで、それをまずやっていただきたいのと、あとは人材のデータベースが求人票という言われ方をしたんですけど、何かそれじゃいかんのかなというところがあって、この仕事はこういう仕事なんですよということをやっぱり親身に説明できんと、あとはある意味これでいかんかったらこれでという提案してどんどんやっていく。ある意味、手間がかかるし、成果報酬でないかと思うんですけど、とにかく大変な仕事で情熱を持ってやっていただく人材が入らんといかんと思うんですけど、そのあたりのスタートダッシュをぜひやっていただきたい。決意のほどをお聞きしたい。

◎**辻移住促進課長** 求人票に起こしてと大分はしょって説明してしまいましたので、そう思われてもしかたない部分もありますけども、まさに本当に求人票だけを起こしてしまうと都市部の求人と比較して、求人票だけでどっち選ぶという世界感ですと、もう正直なかなか太刀打ちができませんようなところがたくさんあります。現状で、ささやかながら我々移住サイドで工夫しゆう部分としては、移住のホームページで出してる求人票を幾つかは、企業のものづくりに対する経営者の哲学、思いとかをまず最初に書かせてもらって、こういう仕事を一緒にやる仲間を求めているんだというメッセージの部分と、それから事業所が所在する市町村は〇〇市です。〇〇市は、こういった生活環境なり、空き家情報としては今こういったものがありますというプラスアルファ情報もいろいろつける形で、単純に求人票だけで選ばれることがないような工夫も始めつつありますので、おっしゃられたスタートダッシュの部分に関しては、そういったところを大いに心がけてやっていきたいと思っています。

◎**金岡委員** これはC C R Cも絡めてということで理解していいんですね。

◎**辻移住促進課長** C C R Cの作り込みの部分に関しては、一般社団法人が直接タッチすることにはならないと思うんですが、いわゆる呼び込みPRに関しては大いなる発信力を持って、都市部の人たちにこんな仕事の魅力、コミュニティーの魅力、いろんなもの発信していきますので、その際にはC C R Cも大いなる宣伝材料の一つとして考えていると

ころです。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部の議案を終わります。

《報告事項》

◎依光委員長 産業振興推進部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈地産地消・外商課〉

◎依光委員長 「まるごと高知レポート」について地産地消・外商課の説明を求めます。

◎合田地産地消・外商課長 お手元の委員会資料、報告事項の赤いインデックス、地産地消・外商課をお開きいただきたいと思います。まるごと高知レポート第25号の御報告をさせていただきます。今回のまるごと高知レポートは、平成28年度の取り組みの総括などを掲載したものでございます。

1ページをお願いします。このページには、平成28年度の活動と成果の全体像を記載しています。まず1の県内事業者の営業活動支援は、平成28年度は地産外商公社の外商の担当職員を首都圏で1名、関西圏で1名増員して、総勢17名体制で県内事業者の皆様の営業活動を支援してまいりました。具体的には①から④に記載してあるように、個別企業への訪問回数は1,984回、百貨店や量販店等での高知フェアの開催は178回、バイヤーやシェフなどの産地招聘は135回となり、その活動量は平成27年度に比べ大きく増加しているところです。その結果、地産外商公社が仲介、あっせんした県内事業者の成約件数は8,112件と、平成27年度の約1.2倍となっています。また、成約金額も約1.4倍の28億4,800万円余りに達したところです。

次に、2の商品の磨き上げの支援は、まるごと高知でのテストマーケティングや催事に40社、200商品の利用がありました。

次に、3のアンテナショップの運営は、売り上げについては、物販と飲食合わせて4億6,600万円余りで、過去2番目の規模となっています。国の政策による交付金を活用したプレミアム商品券であるとか、木材利用・住宅エコポイントといった追い風のあった平成27年度、これは過去最高の売り上げを記録しておりましたが、そこには若干届きませんでした。有名芸能人の番組でまるごと高知が取り上げられた効果などもあり、特に物販部門については、平成27年度に比べプラス2.6%、木材利用・住宅エコポイント利用部分などを除きました店舗売り上げのみの比較については、平成27年度比プラス10.8%と大幅に売り上げを伸ばして、初めて3億円の大台に達したところです。飲食部門については、来店者数の減などで前年度比7.4%のマイナスとなっておりますが、本年2月、本県の老舗ホテルの和食料理店で長年料理長を務められました方を新たに料理長に迎えて以降、メニューの見直しなどに取り組んでおり、現在、売り上げも上昇傾向です。新しい料理長の手腕

を存分に発揮していただいて、これまで以上に高知の食材を使った魅力あるメニューを提供してまいりたいと考えております。なお、まるごと高知の家賃相当として返還される経常利益については約 790 万円となっています。

次に、4 の高知県情報の発信についてです。まるごと高知の地下 1 階に設置しています相談コーナーへの相談件数は、1,203 件の御相談を頂戴しました。また、高知家プロモーションを初め県産品や観光、移住などの情報発信に積極的に取り組みました結果、テレビへの露出による広告効果は広告費換算で前年度を上回る 61.2 億円となったところです。

2 ページをお願いします。上段は地産外商公社、まるごと高知の活動によります経済波及効果を算出したものです。左端の一般財源投入額の県補助金は、地産外商公社のプロパー職員の人件費や県内事業者への営業活動支援、高知県情報の発信といった収益のない事業に対する補助金です。人件費負担は、県からの派遣職員 8 名に対して、県が直接支給する給与費などです。③の建物の家賃負担はまるごと高知と、あと別に借りています地産外商公社の外商事務所の年間賃料の合計額、約 1 億 900 万円から、先ほど申し上げた県に返還される家賃相当分の経常利益 790 万円を差し引いた実質的な県の負担分です。以上、県の一般財源投入額の合計は 3.84 億円となっています。

真ん中のアウトプット、活動の結果については、省略をさせていただいて、右端の活動の成果でございますが、この①の成約金額は、先ほど申し上げた県内事業者の地産外商公社の支援によります成約金額 28.48 億円です。店舗での売上原価は、まるごと高知の物販部門及び飲食部門における県内事業者からの仕入れをした金額です。観光客等の増加効果は、まるごと高知への来店者数をもとに一定の条件で推計した効果額です。これらに産業連関表に基づく生産誘発倍率を用いて経済波及効果を算出した結果、先ほど申し上げた一般財源投入額の約 16 倍となる 61.2 億円の経済効果となっています。さらにその下にある広告費換算、たまたま同じですが、61.2 億円を加えて全体として 122.4 億円の効果につながっているところです。

その下の表は、地産外商公社設立年度からの活動及び成果の実績です。年々成果としては伸びてきている状況です。

3 ページをお願いします。上段は成約件数・金額等の状況です。成約件数は平成 27 年度の 6,555 件から平成 28 年度 8,112 件に、成約金額は平成 27 年度の 20 億 7,900 万円から 28 億 4,800 万円にそれぞれ大きく伸びたところです。これらの数字は、県内事業者の皆様へのアンケート調査により把握してまして、平成 28 年度は 369 社にアンケートを行い、255 社から回答をいただいたところです。

その下の中段の表は、展示商談会等への参加事業数の状況です。最近の特徴としては、地産外商公社がバイヤーを県内に招聘して行います、産地視察商談会への参加ですとか、大手の卸とのつながりによる展示商談会といった機会がふえており、延べ 676 社の県内業

者の皆様に参加していただいたのが平成 28 年度でした。

一番下の表ですが、先ほどアンケートでと申し上げましたが、その中で地産外商公社の活動に対する評価も伺っております。左側は、地産外商公社による支援が販売にどう影響しているかですが、74.8%の事業者に大きく役立っている、または役立っているとお答えを頂戴をしているところです。右側は、今後の地産外商公社の活動に対する期待度ですが、大いに期待していると、期待しているを合わせまして 97.5%に上っております。こうした御期待に応えますよう引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

4 ページから 5 ページにかけては、まるごと高知の月別の売り上げ状況や売り上げの前年度比較、売れ筋商品のランキングなどを掲載しています。5 ページの左上の棒グラフは月別の売り上げ、平成 27 年度、平成 28 年度を比較したものです。平成 28 年度の 4 月、5 月が大きく伸びてますが、有名芸能人の番組で取り上げられた効果が大きかったと考えています。

6 ページ以降は、部門ごとに平成 28 年度の主な取り組みを掲載をしております。

まず、6 ページ。外商の部門は、職員も増員して強化を図ったところです。また、大手卸業者とのネットワークを生かした販売の拡大であるとか、量販店等を加盟店としますボランティアチェーンとのネットワークを活用するなど、外商活動に取り組んでまいったところです。

7 ページをお願いします。アンテナショップの運営ですが、ここに記載していますようにフロア連携で取り組みを進めてまいりました。トマトフェアとか、カツオフェアとか、1 階の物販と 2 階の飲食が同じテーマで連携をして、店舗のプロモーションを実施したところです。加えて、店舗前を通行される方々によりアピールできるようエントランスのサイン類も拡充をしたところです。飲食部門は、新料理長を迎えて、メニューの見直しなども図っているところです。

8 ページをお願いします。プロモーション部門ですが、平成 28 年度は 4 年目の高知家プロモーションを展開するとともに、テレビを中心としたマスメディア、あるいはウェブを活用した情報発信の展開などに取り組んできたところです。

9 ページをお願いします。こちらは本年度の主な取り組みを記載させていただいています。一番上の外商部門は、地産外商公社のノウハウを活用して作成をしており、外商先リストなども持っておりますので、そうしたものも活用しながらエリアや業種ごとの特性に応じた外商活動を展開していきたいと考えています。

アンテナショップの運営は、「志国高知 幕末維新博」と連動したプロモーションとか、さらなるメニューの見直しなども行い一層の集客に努めてたいと考えています。

まるごと高知レポート本体の説明は以上で、関連して、高知家プロモーションについて御説明をいたします。最後の資料、5 年目の高知家プロモーションの資料です。去る 6 月

7日に5年目の高知家プロモーションのキャッチフレーズ、「高知県は、いろんな家族で大家族。」とともに新しい動画なども発表をさせていただきました。今年度は、高知家の家族を改めて発信し、いろんな人たちと家族のように集い温かく迎える本県の「受け入れ力」を打ち出してまいりたいと考えています。ポスターの画像にもあるように、今年度はプロモーションの牽引役として高知家の歌でも御協力いただきました、高知家の姉さんこと島崎和歌子さんに御活躍をいただくことにしております。既に、島崎和歌子さんに御出演いただいたプロモーション動画は、ホームページに掲載しておるところでございます。また、高知家の家族の皆様にご参加をいただく企画として、さまざまな高知家の魅力でつながる方々を〇〇家族として募集をしております。今後、高知家の〇〇家族の情報を活用して、今後のさまざまなプロモーションの企画につなげて情報発信を展開してまいりたいと考えています。また、これまで御登録いただいております高知家ALLSTARSの皆様や、昨年、ポジティブ・コレクションに御応募いただいた方にも引き続き御活躍いただき、そうしたものを含めた企画を今後考えていきたいと思っております。また、こうした高知家プロモーションの取り組みにより外商、あるいは観光、さらに移住といった、各分野の成果にもつなげていきたいと考えていますので、今後とも高知家の拡散にお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、産業振興推進部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎依光委員長 これより採決を行います。今回は議案数4件で、予算議案2件、条例その他議案2件であります。

それでは、採決を行います。第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号議案「平成29年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どお

り可決することに決しました。

次に、第 15 号議案「高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 15 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 17 号議案「国道 197 号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第 17 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《協議》

◎依光委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。「出先機関等の調査事項の取りまとめ委員会」と「県外調査」についてであります。書記に説明をさせます。

(書記説明)

◎依光委員長 まず 1 点目としまして、出先機関調査の取りまとめ委員会の日程を決めたいと思います。皆さん御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小休)

—日程について協議—

◎依光委員長 正場に復します。

それでは、8 月 9 日 10 時から開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、県外視察調査について協議したいと思います。小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小休)

—県外調査候補地について協議—

◎依光委員長 それでは、正場に復します。

それでは、調査先につきましては台湾としまして、日程につきましては9月4日から7日までと決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。なお、細部については、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

最後に、事務局からの連絡事項があります。

—事務連絡—

◎依光委員長 それでは、あすの委員会は休会とし、7月5日水曜日に委員長報告の取りまとめを午前10時30分より行いたいと思います。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(14時23分閉会)